

第 2 回座間味村議会定例会

第 1 日 目

6 月 1 0 日

令和7年第2回座間味村議会定例会会議録					
招 集 年 月 日		令 和 7 年 6 月 1 0 日			
招 集 場 所		座 間 味 村 議 会 議 場			
開 閉 会 等 日 時 宣 告	開 会	令和7年6月10日 午前10時00分 議長宣言			
	閉 会	令和7年6月10日 午後3時40分 議長宣言			
出 席 議 員 (応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名	
	1 番	又 吉 文 江	6 番	宮 平 清 志	
	2 番	西 田 吉之介	7 番	宮 平 喜 文	
	3 番	垣 花 太 郎			
	5 番	中 村 秀 克			
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名	
会 議 録 署 名 議 員	3 番	垣 花 太 郎	5 番	中 村 秀 克	
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	中 村 和 茂	臨 時 書 記		
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	村 長	宮 里 哲	船舶・観光課長	仲宗根 寛	
	副 村 長	宮 平 真由美	教 育 課 長	糸 嶺 直 生	
	教 育 長	垣 花 健			
	総 務 課 長	松 田 力			
	住 民 課 長	石 川 聖 子			
	産業振興課長	宮 平 明			

令和7年第2回座間味村議会定例会議事日程（第1号）

（令和7年6月10日午前10時00分開会）

日 程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		諸般の報告
4		行政報告
5		一般質問
6		提出議案の説明（議案第26号～議案第30号まで）
7	議案第26号	訴えの提起について
8	議案第27号	令和7年度座間味村一般会計補正予算（第2号）について
9	議案第28号	令和7年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
10	議案第29号	令和7年度座間味村船舶事業会計補正予算（第1号）について
11	議案第30号	座間味村防災体制強化事業（令和7年度座間味村多層型防災情報配信体制整備事業）の委託契約について
12	報告第2号	令和6年度座間味村繰越明許費繰越計算書の報告について
13	発議第3号	座間味村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

○ 議長（宮平喜文）

ただいまから令和7年第2回座間味村議会定例会を開会します。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番 垣花太郎議員及び5番 中村秀克議員を指名します。

日程第2．会期の決定について議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は、本日限りと決定しました。

日程第3．諸般の報告を行います。

諸般の報告については、お手元にお配りしたとおりです。朗読は省略します。

諸 般 の 報 告

令和7年3月13日～令和7年6月10日

3月25日	例月出納検査（26日まで）
3月26日	座間味村慰霊祭
4月11日	町村議会事務局長連絡会議
4月19日	座間味村の海びらき
4月30日	南部離島町村長議長連絡協議会定例会（自治会館）
4月30日	令和7年度沖縄振興拡大会議（自治会館）
5月 8日	南部地区市町村議会議長会北大東行政視察
5月13日	離島6村議会運営協議会行政視察等（鹿児島県奄美宇検村）
5月19日	沖縄県土木建築部との行政懇談会（南部地区市町村議会議長会主催）
5月21日	監査研修会（沖縄県監査委員協議会）
5月27日	全国町村議会議長・副議長研修会（東京）
5月29日	南部広域行政組合議会臨時会
5月30日	南部地区市町村議会事務研究会総会・研修会
6月 3日	全員協議会
6月 4日	例月出納検査（6月4日～6月6日）
6月10日	令和7年第2回座間味村議会定例会

これで諸般の報告を終わります。

日程第4．行政報告を行います。

村長から行政報告の申出がありました。これを許します。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

令和7年第2回座間味村議会6月定例会、行政報告でございます。

令和7年第1回座間味村議会定例会、令和7年3月12日以降の主な事項について行政報告をいたします。
お手元にお配りしておりますのが内容でございますので、詳細は省かせていただきたいと思います。以上です。

行政報告

令和7年6月10日

令和7年第1回座間味村議会定例会（令和7年3月12日）以降の主な事項について、行政報告いたします。

令和6年	3月14日	ココヘリ社長面談
	3月15日	くじらの音楽祭
	3月10日	沖縄西濃運輸営業部長面談
	〃	3村共同窓口幹事会
	〃	みらいおきなわ社長面談
	3月22日	尖閣資料検討会ワークショップ
	3月23日	慶良間諸島一斉ビーチクリーン
	3月24日	沖縄県空港課事務調整
	〃	災害発生時の廃棄物処理に関する協定書締結式
	3月25日	沖縄県議会議長来訪
	3月26日	座間味村慰霊祭
	3月27日	沖縄企業社長面談
	3月31日	退職者辞令交付式
	4月1日	辞令交付式
	4月7日	沖縄県赤十字南部地区・分区長会議
	〃	沖縄県離島振興協議会・過疎協議会、総合事務組合事務調整
	〃	南部市町村会・振興会事務調整
	4月9日	サバニレース実行委員会
	4月10日	座間味小中学校入学式
	4月14日	ダイビング協会県議会要請
	〃	沖縄県文化観光スポーツ部面談
	4月15日	日本セーリング連盟会長面談
	4月19日	座間味村の海びらき
	4月22日	沖縄県森林組合連合会面談
	〃	沖縄銀行支店長面談
	〃	佐藤茂雄氏面談
	〃	座間味ダイビング協会総会・懇談会
	4月23日	沖縄県地域離島課長面談
	〃	臨時議会
	4月28日	保育所に関する要望面談
	〃	沖縄県港湾課長面談

4月30日	沖縄県南部離島町村長議長連絡協議会決算監査
〃	沖縄県南部離島町村議長連絡協議会役員会・定例会
〃	沖縄振興拡大会議
5月1日	NHKおきなわ面談
〃	離島・過疎振興に関する要請（県議会議長、沖縄県知事）
〃	沖縄県土木部建設指導課面談
5月8日	ゆんたく館・ゆくる館運営協議会
5月9日	沖縄開発金融公庫面談
5月17日	ケラマブルーカップ
5月21日	座間味航路地域分科会
5月22日	座間味村商工会通常総会
5月23日	関係団体あいさつ回り
〃	沖縄県文化観光スポーツ部面談
〃	沖縄県離島振興協議会事務調整
〃	沖縄離島海運振興株式会社事務調整
〃	沖縄県総務部財政課意見交換会
5月26日	国立公園指定10周年記念事業実行委員会
〃	慶良間諸島地域連絡協議会
5月27日	沖縄県庁あいさつ回り
〃	令和8年度沖縄振興予算に向けた意見交換会
5月29日	沖縄県市町村職員共済組合理事会
〃	南部振興課評議委員会
5月30日	座間味区総会
6月2日	全国離島振興協議会理事会・通常総会
6月3日	全国離島振興協議会視察
6月4日	全国離島振興協議会視察
6月5日	離島フェア実行委員会総会
〃	那覇港振興協議会総会
〃	沖縄県離島海運振興株式会社取締役会
〃	在沖縄米軍領事館 独立記念式典

○ 議長（宮平喜文）

これで行政報告は終わりました。

日程第5．一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問者、答弁者は簡潔に1時間以内でお願いします。3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

今日一日よろしく願いいたします。まず一般質問に入る前に、村長、5期目の当選おめでとうございます。住民の期待と信頼をもって、圧倒的な当選をしたと思いますので、5期目も公約どおりに公約を果たせるような業務を行ってほしいなと思います。この業務を達成すると、また次は6期目とありますので、ぜひ頑張ってもらいたいと思います。では、私の一般質問を始めたいと思います。

まず最初に、以前も出していますけれども、港前の不法投棄について、その後の進展を説明していただけますか。お願いします。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

おはようございます。本日一日よろしく願いいたします。お答えいたします。阿嘉港ターミナル前の不法投棄については、現時点においては撤去されておりません。沖縄県南部農林土木事務所に確認したところ、引き続き、メールや電話にて回答を求めているが返信がない状況とのことでしたが、先週6月2日に連絡があったようです。今後も撤去されない状況が続けば、再度、本人と面談するとのことでした。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

6月2日ですね。これはかなり時間がかかり過ぎているというのは、住民としてもどうなんだろうと不安に思っていると思います。村長は選挙前に阿嘉島も訪れたと思いますけれども、住民から反響もいろいろあったと思いますけれども、そういう状況を見てどのように思いますかということを、私はお尋ねしたいんですけれども、村長、お願いいたします。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えいたします。この県に関しましては、私も再三お話をさせていただいております。非常に観光地の玄関口でそういうことはあってはいけないというふうに思っております。座間味村の行政としてできることはこれまでもさせていただきまして、裁判も終わりました。警察への届出も終わって、一通りの事務手続は済んだところで沖縄県に引き継いだということでございます。先ほど課長から話がありましたとおり、6月2日に沖縄県に連絡があったということでございますが、その詳細については、ある程度の話は聞かせていただいておりますが、個人情報が含まれておりますので、ここで皆様方に御報告することができないのは、少し残念でございます。改めて、また沖縄県に対しては、しっかりと私のほうからも早期撤去に向けて強く要望させていただきたいというふうに思っています。ただ、沖縄県のほうも軽く見ているわけではなくて、非常に私たちからの意見も含めて早急にやらなければいけないという強い意思を持っているということは、私のほうでも確認させていただいておりますので、そちらのほうは申し添えさせていただきたいというふうに思っております。引き続き、早期撤去に向けて努力をしていきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

これもやがて10年目になりますけれども、住民としては、いつになるだろうというような私の一般質問も住民の皆さんは読まれているみたいです。それが同じことの繰り返しじゃないかということを私も言われています。それを行政側として県とのけじめをつけたいと。その辺の目標ですが、大体いつ頃までには目標を立てたいというものは、どういう形で行政側は思っているのか、その辺をちょっとお聞きしたいなと思います。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

私含め、座間味村行政としては、一日も早い撤去をというのは前々から変わっておりません。ただし、県による撤去につきましては、法律上整理する課題がまだまだあるということで、沖縄県のほうもてこずっている部分があるというふうに聞いておりまして、沖縄県といたしましても、法律に従ってしっかりと撤去が可能な環境づくりをしていきたいと、そこは話していることは御承知おきいただきたいというふうに思っております。私といたしましては、担当課長もそうですが、一日も早い撤去をもちろん望んでおりますので、そこにつきましても、改めて私のほうからも県のほうに申入れをさせていただきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

私の任期もあと一年ですので、その一年の間にぜひ片づけてほしいというのが私の希望です。よろしくお願いいたします。

次2番目に、村内空き家についてです。まず空き家の軒数を確認したと思いますけれども、空き家は何件ぐらいありますか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

おはようございます。今日も一日よろしくお願いします。まず空き家の軒数についてですが、前回答弁させていただいております。所有者が不明な物件につきましては、まだ現時点では2軒となっております。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

私が尋ねているのちょっと食い違いがあると思いますので、そこに住所を置いていないというか、まずそこに住んでいないという空き家に関して、空き家と言わないらしいんですけれども、完全な空き家の状態に見えますけれども、そこに住んでいないという住所件数ですね。これを出してほしかったんですけれども、それについて分かりますか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

現在の段階で、前回も垣花議員から御指摘がありましたように、村の認識、空き家の説明と垣花議員の説明している空き家という認識は若干違って、そこから私たちもいろいろ調べておりますが、今現在のところは、完全に把握している状況ではございません。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

私の調べた結果で、人が住んでいない家、それが阿嘉のほうだけで今30軒、座間味の阿佐、阿真の両方で調べると、約同じぐらいあるという形と、慶留間は一、二軒ですね。そういう形で件数としては、かなり大きいわけですね。空き家対策をするとどういうメリットがあるのかというと、村内でかなり学校の生徒数も少なくなってきたり、どんどん減ってきているし、これから先、人口もどんどん減ってきていますので、日本中も。座間味村もあと5年、20年、30年になると、本当に400人、300人ぐらいになるんじゃない

いかなと言われてしますので、その辺は、やっぱり空き家対策からまず始めていかないと、この対策も前に進まないんじゃないかなと思うんですよ。私たちの阿嘉島では、空き家でいろんなことが起きています。まず1番目に、近所の住民への迷惑防止とか、ああいうのが対策できます。2番目に、建物の老朽化防止。3番目に不動産価値もありますけれども、4番目のほうで、家賃収入確保とかも空き家を対策すればそれも確保できるわけです。5番目に地域活性化の貢献です。6番目に空き家バンクに活用するというのもやってほしいなと思うんですよ。7番目に地域社会の安全確保、その辺も大事だなと思います。8番目に固定資産税の節約です。それを対策すれば、この家主のほうのメリットも出てくるわけです。借りる側もメリットが出てくるんです。村としてもメリットが出てきます。いろんなところでメリットが出てくるわけです。それをいち早く、この空き家対策に乗り出さないと、村のほうも最終的には五、六年もすれば過疎対策もしなければいけなくなるんじゃないかなと私は思うんですけども、その辺について伺いたいんですけども。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

これまでの垣花議員の御質問を鑑みますと、まず基本的に垣花議員がおっしゃる定住促進ですね。そこが大前提にあるのかなと考えおります。私たちの認識の所有者の件と垣花議員が説明したところは若干の違いもありますが、やはり垣花議員がおっしゃったように、所有者が村外に居住するなどしており、外観上、居住の実態がないと思われる住宅を空き家と認識し、その空き家を居住を希望する方へ提供できないかということで検討していただきたいというお話だと思っております。本村でも、これまで移住・定住を希望する住民の方々に村営住宅や定住促進住宅など、積極的に住宅整備を実施してまいりました。いまだ新たな住宅建設を望む声があることは認識しております。そのため居住実態がないと思われる住居を、居住を希望する方々が住めるようになることは、住宅不足の解消につながることを考えております。つきましては、本村の総務課で今年度より垣花議員から説明があったとおり、所有者が確定していて村外に居住している方の住宅、そういったところも調べながら、基本的に私たちが調べて補助制度を活用しているところは、所有者が不明、要は、この家の実態が確認できないところが所有不明者ということで、そういった補助金はあるんですが、今現に、空き家バンク等も居住者の実態が分かっている、そういった空き家バンクで活用できるのか、また、その空き家バンクとしての補助制度は活用できるのかというのを調べながら、今年度から進めていきたいなと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

ありがとうございます。座間味村は観光地で皆さん住みたいわけですよ。本土の地方とも全然違うんですよ。理由が。住みたいんですけども、ここに移住したい方もいっぱいいるんですけども、その空き家はいっぱいある。それを本土のほうでは空き家を貸すのに、市町村も精一杯頑張っているんです。来る方が少ないと。渡嘉敷村も座間味村もそうですけれども、空き家が空けば、幾らでも住む方はいっぱいいるわけです。そんな贅沢なことはないですよ。本当に。その辺をうまく住民と行政が一体になって、うまく活用できるような形を、ぜひ行ってほしいなと私は思います。これがなかなか前に進まないというのは、私が言う空き家というのと、また総務課長の空き家という理由は違いますけれども、そういう住まわれていないお家はどうやったら活用できるのか、やっぱり家主に一言でも当たってもらったほうが、私はいいんじゃないかなと皆さんも思っています。その辺を今後こういう形で一軒一軒当たる目的はありますか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

今お話ししているように、垣花議員が言う空き家というところも、村として認識していきたいと思います。その中で村が捉えている空き家という認識と若干のずれがありますので、そこは垣花議員がおっしゃるとおりの空き家の調査を開始しながら、今度はその村が認識している空き家ではなくて、垣花議員がおっしゃっている空き家という捉え方で、今後補助制度も使えるかという法的なところも勉強しながら、まずは空き家の調査、その次は補助制度が使えるかどうかということまで調べないと、全体的な整備はできないのかなと思っていますので、とりあえず空き家という調査を行いながら、私たちが認識している完全に所有者不明な空き家ではなくても、所有者がいる空き家でもそういった補助制度が使えるかというのを調べながら進めていけたらなと思っています。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。まず私が5番目に言った地域活性化の貢献、これが一番大事になりますので、ぜひ一軒一軒を訪ねて、今後、この家はどう使うのかというものも尋ねてほしいなと思います。行政が回ってくるのを待っている方もいると思うんです。どうやってほしいというのと。そういう形で家が放置されていると私は思います。ぜひこれを実現させるようお願いいたします。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

今、松田総務課長が話したとおりでございます。ただ一つ非常に気になるといいますか、マッチングの部分はどうかというところもございます。12月、3月でもお話をさせていただいたと思いますが、やはりここは地域の皆様方の協力が必要だというふうに思っております。住みたい方がいないとはもちろん言いません。いらっしゃる。誰が住みたいか私たちには分からない部分も地域に戻ってみないと分からない部分がありますので、住みたいと希望している方がいらっしゃるのか、どれだけいらっしゃるのか。あるいはこの家が空いているらしいよ。いわゆる行政的で言う空き家とかそうじゃない空き家とかそれは抜きにして、人が住んでいない家がありますよと。そこのマッチングを仲介するのも行政ができるところと、地域の皆さんができるところといろいろあると思うんです。今回の選挙で私が戦っていく中でも、阿嘉島の方々とお話をしていく中で、垣花議員がおっしゃるようなニーズの話も聞きました。一方で、それを行政だけでやるというのも無理があるよねというありがたい話もいただいております。行政でできるところというのは限りがあるかと思っておりますので、それはなぜかといいますと、行政なので、逆に細かいところまで踏み込んで話ができない部分があったり、最近では地元出身じゃない職員も増えてきておりまして、地域の実情に詳しくない若い職員も増えてきているという状況も鑑みますと、やはり地域の皆様との連携が必要だと思っております。住みたい人がいるらしいよ、あるいは、ここを貸したいと言っているらしいよという情報があれば、私たち行政としても非常に動きやすくなるというふうに思っておりますので、ゼロからの出発よりは、はるかにそちらのほうが私はいいいと思います。そういった話も阿嘉島の有権者の皆様からお伺いしておりまして、ありがたいなと思いましたが、そういったことも踏まえながら、一緒にぜひともこういった問題解決に取り組んでいただければというふうに思っておりますので、行政ができるところはしっかりさせていただきますが、地域に帰っていただいて、地域に願をすること、あるいは地域が協力していただけるところは、ま

たしっかりとお願いをしていきたいと私も思っておりますので、その辺は併せてよろしくお願いいたします。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。日本の人口もどんどんどんどん減少していますので、今現在1億1,245万人。2050年には1億人を切ると言われていますので、他人事ではないと思いますので、これからでも始めて、過疎対策できる形で、我が村だけでもぜひ協力していただきたいなと思います。空き家に対しては以上です。

もう一つですけれども、阿嘉港クイーンバース前のパーキング場が新しくなりました。アスファルトが敷かれて、きれいな駐車場が出来ました。本当に行政の皆さんの努力だと思いますので、本当にありがとうございました。それも出来て、区民は物すごく喜んでいますが、座間味港で不法投棄が去年、一昨年と港前のパーキング場であって、これを撤去するのに物すごく苦労したと思います。それを苦労しないような形で阿嘉島のクイーン前のパーキング場でそういうことがないような形で、私は立て看板を要求したいなと思うんですけれども、それについていかがですか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

お答えいたします。昨年度、県南部農林土木事務所において、駐車場の整備を行っていただきました。垣花議員が言うように、座間味港には放置車両が数台あるのが現状であります。座間味港の現状を考えると、村としても看板の設置は必要と考えております。県のほうへ依頼をいたしました。早急に設置していただけるように県と調整しております。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

この看板の役目は、物すごく大きいんですよ。これは専門家から聞いたんですけれども、不法投棄を撤去するためには、この不法投棄が看板に基づいて法的に手続できるということで言われております。看板を掲げていないために移動した場合は、器物損壊とかいろんなことが発生するらしいんです。そういうことが起きないように、ぜひパーキング場の注意事項を設置してもらいたいなと思います。また大きいことは、パーキング場で事故が起きた場合に、いろんなことが発生するらしいんです。使わせているほうにも立て看板がない場合には責任もあるらしいんです。使わせる側も。無料で使わせてもそれでもやっぱり責任はあるらしいので、それで立て看板があれば、そういうことに対して一切責任は問いません。事故とかいろんなことが駐車場で起きた場合に、そういうことが起きた場合には、立て看板に基づいて法的な手続もできるということです。ぜひ石橋をたたいて、そういうところは小まめに看板をつけていただきたいなと私からの希望ですけれども、どうですか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

県に依頼しました。その中で、やはり文言につきましては、法律上どこまでできるのかというところを、今県のほうで精査していただいていますので、先ほども言いましたとおり、早急に設置していただけるように県と調整してまいりたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

事故が起きてからでは遅いので、いち早く看板を設置するように、ぜひお願いしたいと思います。私からの一般質問は以上です。ありがとうございます。

○ 議長（宮平喜文）

続いて2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

おはようございます。本日よりよろしくお願いいたします。一般質問を通告書どおり始めたいと思います。

前回の議会でもお伺いになりましたが、年間のセーリング合宿における施設使用料の免除の合計金額は幾らになるか伺います。過去3年に遡っての免除金額を伺ってもよろしいでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

お答えいたします。令和6年度におきましては、302万7,940円、令和5年度におきましては、20万4,710円、令和4年度におきましては、174万2,650円となっております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

前回の議会でもお話したとおり、セーリングの合宿の方々が座間味村に来ていただいて、この海の環境でトレーニングをするということに関しては、全く問題ないと思いますし、逆に来ていただいてそういう力をつける場においては、とてもいい環境だと思います。ただ、それを行う上で、協定書で結ばれているということだけで、こういった施設料、ただでさえ座間味村は財源が少ない中で取れるところから取りましょうという村民からも利用料は取っているのにもかかわらず、このセーリング合宿においては、令和4年度では174万円、令和5年度では200万円、令和6年度では300万円と年々免除料金が増えているんですが、この増えている要因はなぜですか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

毎年度、合宿に来る前にセーリング連盟のコーチの方々とミーティングをしていく中で要望がありますので、できるものに関しては要望に応じているところであります。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

人数が増えているからというわけではなくて、要望がどんどん増えていっているということですか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

人数に関しましては、毎回40名前後、コーチ、スタッフ合わせて来ております。人数が増えているわけではないです。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

お願いしたら何でも「はい」と言っているような内容に聞こえてしまいますが、これは今年度もそういったコーチとか関係団体との調整は終えているんですか。また要望をされる金額というか、免除してほしい金額だとか、300万円を超えるような見積りになっているか伺ってもいいですか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

現時点では、まだミーティングと調整会議等は行っておりません。しかし、今年度のミーティングにおいては、いろいろ西田議員からもありますので、しっかりと金額については精査しながら先方と会議を行いたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

精査していただく中で、このセーリング合宿、ヨットの協会というか連盟というか、オリンピックのチームの一つだと思います。恐らく今後も毎年毎年来て合宿等が行われていくような協定書の内容でした。それにおいて、この団体の年間の事業計画書、また収支報告書、それから一年間、このヨット競技の大まかなくくりの団体としての予算書、そういったところのお金について、どこまで座間味村として把握しているのか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

お答えいたします。西田議員からこの通告書を頂いてホームページのほうで確認いたしました。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ホームページで確認していただいて、その事業計画書だとか、一年を通しての収支報告書などについては、どこまで把握されているのですか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

オリンピックの強化関係の予算に関しましては、私が決算書を見たところ、1,000万円ぐらいのマイナスとなっているのが見受けられました。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

そういったヨット協会が年間において1,000万円ぐらいのマイナスの団体として活動をずっと続けているということで間違いないですか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

1, 000万円のマイナスは、公益事業ということで、オリンピックの強化関係の予算になっているかと思われます。セーリング連盟全体としては、黒字になっているのが見受けられます。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

私もそこまでセーリング協会とか詳しく調べていないんですが、恐らく各スポンサーもついていますし、座間味村としても協力できるところは協力する、これはとても重要だと思います。ただ、この施設使用料を毎年100万円ずつ上がっていくような免除というのは、いかがなものかなと思います。地域住民の方からは使用料をしっかりと取るのに、こういったところからは免除となると、今後どういうふうに説明をするのか、我々も同じ国民として、一日本国民としているわけですから、じゃあ我々も免除申請を出せば施設使用料もろもろ全て免除になるのか伺ってもいいですか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

西田議員からありますが、今年度はしっかりその部分も含めて執行部内で検討して、セーリング連盟との会議を行いたいと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

この後ある一般の補正予算でも修繕費等があります。建物を使えば、それだけ使用料が発生するのは当たり前だと思います。それをしっかりと徴収できるところは徴収していただきたいと思います。ヨット協会、セーリング連盟も黒字であるならば、何もこの座間味村の施設使用料の免除をやる必要はないと思います。一般地域住民と同様の額をしっかりと納めていただいて、その上でこの座間味の海の環境を活用してもらって、十分だと思います。その辺は、これからコーチ、連盟と話をする上で、しっかりと座間味村として受けられるところは受けまされども、そうじゃないところはしっかりと施設使用料を払っていただきたいという意見を、幾ら協定書を結んでいるとはいえ、言ってもらわないといけないと思います。これに関して前回の議会で、総務課長のほうより周知を図るとおっしゃっていただきましたが、どのようにこの周知を行っていくのか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

周知に関しましては、今段階で打合せもミーティングもしていない状況でありますので、例年9月ぐらいに行っているんですが、先方にも調整しながら、早めの日程でいつ使うのかというのを確認して、施設の貼り紙だったり、村のLINEだったり、ホームページで周知したいと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

前回もこの議会で、使用料免除についていろいろ議論を交わさせていただきました。その議会の後も実際に私が聞いた範囲以外でも、実際に使いに行ったら、セーリングの方々が利用しているので使えませんと帰

された方々の話もいろいろ聞きました。また今年、歴史文化・健康づくりセンターという名目で施設の管理も委託して、その道のトレーナーというか、施設を活用する取組を進めていこう、村民の健康も増進していこうという雰囲気がつくられている中で、せっかくトレーニングしに行ってもセーリングがいるから帰されたということでは、元も子もないと思いますので、この辺はしっかり周知して、使うなどではないんですよ。使ってもいいんですけれども、村民の健康づくりにおいても、どうやったら一緒に使えるか、どうやったら効果が出るか検討していった進めてもらいたいと思いますが、大体いつ頃、そういったヨットの方が今年度に入って来る予定になっていますか。それまでにしっかりと周知ができるのか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

ヨットの合宿に関しましては、例年12月中旬から3月中旬までの間で行っております。その中で、やはりヨットの海上練習だったり、室内練習だったりとかありますので、その時間帯をしっかりと把握して、また施設は指定管理者になっていますので、指定管理者の意見も聞きながら日程調整をしたいと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ヨットの方々が来て、恐らく前回のオリンピックで入賞された方もいたと聞きました。ただ、その方の名前も分からない現状です。せっかくそういうオリンピック日本代表になる選手たちが来るのであれば、もう少し村民と何か一緒に活動ができる場を広めていっても、我々村民としても、またあの人が来たねという個人的なつながりとか話ができれば、「頑張ってるね」とも言えるし、そういう融和がつけられるような取組も可能だと思いますので、その辺も含めて、ぜひ検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

協定書の中にも、村民との交流等とうたわれていますので、そちらは積極的に行っていきたいと思います。昨年度においては、一部の村民の方だけ交流したような感じもありましたが、そこはしっかりと学校だったり、子供たちだったり交流できる場を提供していただけるように調整してまいりたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ぜひよろしくお願いします。

次の質問に行きます。景観条例についてですが、外壁塗装への助成金はつくれないかという質問です。これは、座間味村の景観条例で屋根とか石垣とか、生け垣をつくるのであれば助成金は出ますよという条例があります。ただ、外壁塗装にはそれが出ないんです。また石垣とか生け垣、屋根も琉球石灰岩だとか、赤瓦を使うものに関しては助成しますよという内容になっています。景観条例を見ますと、外壁、屋根もそうですけれども、色がある程度定められているんです。自由に好きな色で家とかお店を塗装できないという縛りがあります。そういう縛りをするのであれば、外壁塗装にも助成金があってもいいのではと思います。そういう助成金があると、建物を長く使う上でも外壁塗装をするだけでも建物を長く使えますので、建物を長く使う上でも必要なメンテナンスになると思いますが、その辺の見解を伺います。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

本日もよろしくお願いいたします。それではお答えいたします。今、西田議員の御質問ですが、個人住宅の外壁塗装の件です。この外壁塗装に関して、個人の住宅の維持管理の部分に当たる範囲の費用だと考えておりますので、現段階では助成を行う予定、また、その制度をつくる予定はございません。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

確かに、個人の家の外壁塗装に対して、何で税金で補助を出さないといけないかという意見になると思います。ただ、こういう離島という特殊な地域で家を長寿命化で長くもたせるのは、ある意味一つの島ちゃびの解消につながると思います。そういう形で景観もこういう色にしてくださいねという縛りがあるのであれば、ある程度の助成金が同等にあってもいいのではないかというふうに思います。今後、こういった個人住宅にもなると思いますが、建物を長く使うメンテナンスとして、島ちゃび解消という見方の上で、そういった助成金がつくられていく可能性というのはあるか、伺います。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

今、西田議員のおっしゃるとおり、塗装によって長期間持たせるということとか、そういうのはいいことだと思うんですが、そこの線引きの部分ですね。例えば、そこを助成した場合に、その助成の内容で塗装をしてそれがどれだけの効果があるのか、これが村の全体的に使う公的財産の中で、個人の住宅にこれだけ投資する目的は何かというものを整理しなければ、今の段階で村の財政状況等を考えた上では、現在の段階では助成を検討することは少し考えにくいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

確かに、外壁塗装における助成金というのは、いろいろホームページを探しても、どの自治体もほとんどやっていないことです。ほかがやっていれば、まねしてできるかなと思ったんですけども、残念ながら、そういったものは見つからず、だからといって諦めるわけにもいかず、というのも外壁塗装の助成があれば、得られるメリットのほうも高いと思います。ちょっと時間はかかって大変だと思いますが、そういったところに皆さんから集めた税金、もしくは県とか国からの一括交付金の一部を割り当ててもいいのかなと思いますし、またそういう取組をすれば、「私もこれに乗って一緒に家のメンテナンスをしたい」と言う方々も出てれば、1回にまとめて業者を呼んで期間を決めて取り組むということもできると思います。先ほど村長が言っていた、物価高騰等においてのお金のやりくりの大変さを見るのであれば、今後そういったものも取り組んでいくのであれば、こういった家を長持ちさせるための外壁塗装においても検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

御提案ありがとうございます。ちょっと話はずれるのかもしれませんが、私は今、沖縄県離島振興協議会

の会長をしておりまして、全国の離島振興協議会の理事、あるいは日本離島センターという大きな組織の評議員もさせていただく中で、離島の問題点についていろいろ議論をさせていただいているところです。今回の外壁塗装に関しましての話は出て来ないんですが、そもそも論といたしまして、沖縄でいう島ちゃびですよ。離島苦の解消をどうするんだという話が出たときに、今では特に沖縄でいうと南北大東が一番遠いんですが、あとは与那国ですね。距離的に遠いので土地はあっても家が建てきれないよとかそういった話もどんどん出てきておりまして、いわゆる都市部、沖縄でいうと沖縄本島で家を造るときの単価と離島で造るときの単価は違うよねと。離島振興、あるいは離島過疎の定住促進、人口減少に歯止めをかける云々に関して、どういった施策が必要かという中の一つとして、この建物に対する建築単価を抑える仕組みができないのか、あるいはアパートを仮に造るとしても、建築単価を抑えることで家賃が安くなるとか、間接的なこともありまして、そういった話も近年議論として出てきておりますので、外壁塗装にこだわらず、こういった離島、遠隔地ならではの問題点に関しての手当ができるような仕組みづくりというのは、議論に多少は上がってきておりますので、しっかりとそういった場面で、座間味村だけの話ではなくて、沖縄全体であったり、日本の離島の大きな課題として取り上げていくことも必要かというふうに思っております。実際に議論も出てきておりますので、しっかりとそういったところも私のほうでも立場として発言をさせていただく中で、村単費を使わなくてもできるような仕組みができればいいかなというふうに考えているところでございますので、また、いろいろそういった部門での話がございましたら、ぜひお聞かせいただきたいと思いますと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ぜひよろしくお願いします。

次の質問に行きたいと思います。村営バスについてですが、阿嘉～慶留間線村営バスについて、その後の進捗があれば教えてください。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

お答えいたします。現時点で運転手の確保がいまだできていない状況です。しかしながら、今年度の一括交付金事業で大型二種免許取得助成事業にて、人材確保に努め、早期に運行ができる体制をつくっていきたいと思っております。また西田議員からもありました自動運転においては、沖縄県では昨年度、豊見城市と県事業において、多良間村が行っております。その情報を収集しながら、座間味村で自動運転ができるのか検討しているところであります。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

座間味島は、今大型バスじゃないと恐らく輸送人数とかも考えると運転手がいて大型バスでというのはいいと思います。ただ、今阿嘉～慶留間線は、前回、実証実験をやって分かるように、大型バスは、まず道が狭くて入らないというの也有りますし、そこまで乗るお客さんの人数がまだいないということで、どんなに運転手をつけて阿嘉～慶留間線を走らせたとしても、赤字になるのは目に見えていると思います。最近の燃料費高騰だとか人件費がかかると。提案した自動運転なんですが、確かにまだ沖縄県では、豊見城と多良間、そのほか日本全国で見ると、いろいろ山間部の過疎地域とか導入しているところもありますので、できればその辺の情報収集、もしくは実際に現場を見に行くとかもできるのであれば行っていただいて、阿嘉～慶留

間線において可能な村営バスの運行の在り方というものを見ていってもらいたいと思います。昨日からかなり日差しも強くなって、ちょっと外を歩くだけで汗だくになる季節になってきました。阿嘉～慶留間線をもろろん運行するのであれば、阿嘉のニシバマビーチまで運行路線に入ると思います。今あそこを歩いて港からニシバマまで行って泳いで帰ってくると、かなり過酷な道のりになると思います。できるだけ早く自動運転のどういう情報収集ができるか、まだ私も勉強しないといけないですが、実現に向けていけるよう、地域住民も一緒に進めていきたいと思いますし、おっしゃっていただいた交付金を活用しての免許取得、こちらのほうも引き続き行って、運転手の確保、また確保した運転手が実際に何人、阿嘉～慶留間線を運行するのに必要なのか、その辺のもし人数とかも分かっているのであれば、そういった細かい数字も含めて周知をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次の質問に行きます。高速船3便についてですが、ゴールデンウィーク、高速船3便目を阿嘉先行で行っていただきました。その取組の結果と課題、そして今年の夏の高速船3便運航に向けた方向性について伺います。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

ゴールデンウィークの結果としましては、座間味島の事業者の方々からは、時間が通常5時出港だったのが5時20分で20分遅くなっただけでも時間に余裕ができて助かるとの言葉を数名からいただきました。阿嘉・慶留間島からの声は聞けておりませんが、窓口の職員に確認したところ、クレームはなかったとのこと。しかしながら、ゴールデンウィークの結果を受けて7月、8月の運航を検討すると答弁いたしましたが、7月におきましては、2か月前に運航ダイヤの発表がありましたので、ゴールデンウィーク同様とさせていただきます。また8月も同様にゴールデンウィークと一緒に運航を行い、今年度、検証を行いたいと思います。またうちの予約システム上において、昨年と今年度のゴールデンウィークの状況を見たところ、西田議員から指摘があった座間味～阿嘉間が満席になる。今回は、阿嘉～座間味間になると思うんですが、そこが以前のように満席になるようなことはありませんでした。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

我々もなかなか気づかないところの課題でしたが、地域住民の方の要望というか実情はこんなだったよという話から、この高速船3便を阿嘉先行で試してみましようということで、結果、座間味の業者の方からは時間に余裕ができたとか、阿嘉～慶留間間で今のところクレームはない。また、阿嘉～座間味間が満席にならないということで、前回は那覇から阿嘉に行くときに、どうしても座間味～阿嘉間が満席になるので、座間味までは乗れるけれども阿嘉までは乗れませんという実情があったので、ぜひ、この夏も同じように阿嘉先行で3便目を運航するときに注視していただきたいのは、実際に阿嘉～座間味間の間の満席率、それと、これまで座間味先行だったときの泊港から出発時の乗船人数、恐らくその人数が増えていくと思いますので、さらなる船の活用で収益増に向けて取組を注視していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次の質問にまいります。介護事業についてですが、一般質問通告書のほうには、まず介護事業の事業計画と沖縄県広域連合との連携がうまくいっているのか、課題について何うと記載させていただきました。ちょっと詳しい内容を話します。介護広域連合においてですが、沖縄県介護広域連合は、29の市町村で構成されています。その中に座間味村も入っているわけで、広域連合において3年ごとを1期と見立てて、今

第9期の介護保険事業計画に入っています。介護保険広域連合においては、地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて、介護サービスの基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や、介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標、優先順位を検討した上で、介護保険事業（支援）計画に定めることが重要とされています。構成市町村の地域特性を考慮し、参加と協働でつくる包摂的な社会づくりを視野に、円滑な介護保険事業を推進するための指針を示した事業計画の策定を行います。構成市町村が主体となり、実施する地域支援事業について事業報告を受け、事業実態に対する助言、指導や情報提供を行うことで、国・県等とのスムーズな連携、効率的な事業運営の支援を期待されていますとうたわれています。ぱっと聞くと、主体はやっぱり各地域なんです。主役は介護保険広域連合ではなく、主役はそれぞれの市町村、それぞれの市町村のニーズに合った事業計画をつくってください。それに応じて広域連合としてサポートしますよという、要約するとそういうふうになっていると思います。そこで、本村における事業計画について、まず伺ってもいいですか。書いてあるとおり、広域連合との連携、そういったところがうまく取れているか、また、それらについても課題があれば伺います。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

おはようございます。今日も一日よろしくお願いいたします。お答えいたします。企業計画は、高齢者のいこい事業、あとは地域リハビリテーション事業、地域の高齢者の実態の把握などを計画しております。また、広域連合と連携が取れているかということにつきましては、特に課題は感じておりません。先日、地域支援事業のヒアリング、先ほど西田議員からもありましたとおり、ヒアリングがありまして、広域連合から職員が来島されまして、事業計画の取組状況を確認しながら、助言や指導をいただきました。今後も定期的な訪問がありますので、連携は取れていくかと思います。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。ちなみにですが、広域連合の議員も我々議員の中から一人が広域連合議員となって29市町村が集まって話をするんですが、どうしても自分たちの実情以外のことは、なかなか分かたたりできないんですが、要は座間味村だったら座間味村の課題とか、座間味村の実情は分かるけれども、ほかの地域の実情とかはなかなか分からないけれども、意外にそこに座間味村にとってもいい取組だとか、そういった情報共有がなかなかうまくいかないのがあって、介護保険広域連合の議員としても活性化委員を立ち上げて、まずは情報の共有、実際に介護保険広域連合が出しているいろいろなメニューにおいて、どこまで各市町村が使っているとか、独自の取組はどういったものがあるかという情報共有をして、議会も活性化しようという取組を進めています。その中で出てきたのが、広域連合という名前を聞くと、「沖縄県」という名前もつきますから、どうしても各市町村からの意見が言いづらいとか、現場の声が拾われない課題も実際に出てきていると聞きます。また広域連合では、私たちは議員としていて向こう側は執行部でいると、私たちには丁寧な説明があるんですけども、実際に現場職員とか現場の実情になると、怖くて言い

れないという声も聞こえてきます。そこで私は今回、この質問でうまく連携は取れていますかという質問をさせていただきました。担当の方が来ていただいて実情を見ていただく中で、ぜひ、ほかの地域の実情どうか、また独自に取り組んでみたいなのということも積極的に広域連合のほうに今後上げていただいて、ますます広域連合も活発化していけたらなというふうに思います。座間味村全体で、特に広域連合との連携に課題はないということでしたので、引き続き、いろいろ提案していただいて、主役は本当に各市町村というふうに広域連合のほうも言っていますし、3年に1回、事業計画は変わるんです。時々、時代によって介護広域連合の予防介護についての考え方も全部変わっていくそうです。最近、バリアフリーではなくて、バリアフリーの言葉も出てくる自治体もあると聞きました。あえて階段を造って、あえてそこを上らせて足腰を強くさせようとか、そういういろんな私たちが知らないところの課題もあると思いますので、何もかもバリアフリーではなくて、今後、座間味村として今の人口動態表から読み解ける介護予防事業というものはどういうものか、どういうものができるかというのも一緒に議論していけたらと思いますので、よろしくお願いします。

次の質問にまいります。議長、資料を配ってもよろしいですか。これはホームページに掲載されている農業経営基盤強化促進法の公表のコピーです。それでは質問いたします。農業振興についてです。通告書のほうには、地主の探索、意向調査における専任職員を村内で雇用できないかと書かせてもらいました。この説明をしたいと思いますが、まず、今配付した資料の（１）地域農業の現状及び課題というところで、今回、全国で農地計画、地域計画というのを策定してくださいということで、本村のほうも委託業者と一緒に地域の方、畑をやっている方を集めて意見交換会の場を開きました。目的は、この地域計画は、10年後どうなっているかを見定めた話合いの場を開きました。座間味村としては、これは阿嘉地区も同じだったので座間味地区のコピーだけを渡しましたけれども、ちょっと読みます。１、地域における農業の将来の在り方。

（１）地域農業の現状及び課題。座間味地区では、農業基盤整備はかねがね完了しているが、農業後継者や新規就農者が少なく、離農耕作地を引き継ぐ若手が少ない状況にあることより、年配の耕作者に引き継ぐ現状にあり、結果として70代から80代が多く土地を耕作している状況にある。農業従事者の高齢化や担い手不足が深刻化しており、さらに後継者のめどがついていないため、地域農業に不安を感じる。新規就農者が地区に入りやすい環境づくりが必要である。担い手が面積拡大をしたいと思える好条件の環境を整備する必要がある。地域の活性化を図るため、収益性の高い新規作物、耕作物の導入が課題であるというふうに課題が挙げられています。その裏のページを見ていただいて、３、農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項というところで、まず（１）農用地の集積、集約化の方針。座間味地区において、経営規模拡大の意欲のある60代までの経営体を中心経営体に位置づけ、離農耕作地や耕作放棄地を中心経営体並びに新規就農者に対し、農地のあっせんを図り農地集積を促進する。（２）農地中間管理機構の活用方針。今までの賃借は相対の利用権設定が基本であったが、今後の賃借については、農地中間管理機構の活用を促進し、地権者の理解、同意を得ながら担い手への集積、集約化を図る。ここで、耕作放棄地の活用が重要と挙げました。どういうことかという、これまで座間味村では、口約束での農地の貸し借りが主に行われてきました。本来、それは駄目なんです。ちゃんと書類を残して提出しないといけない、農業委員会に諮ったりしないといけないんですが、親戚だからとかそういう形で行われてきました。そこを今後、農業振興をしっかりと考えていくのであれば、そういったところをしっかりと法的な処置も入れて整備していかないと、いつまでたっても口約束のままで、貸した、借りたとなかなか農業振興が進まない。また新規就農でやりたい人が出てきても、なかなか畑を使わせることができない現状にあります。農地法もいろいろ変わって、これまでは利用権設定でよかったんですが、今後は、県の農地中間管理機構、ここを通して貸し手と借り手がマッチングするようにしてくださいというふうになりました。今、座間味村で農地を

使っていない人が「使っていいよ」と言っても、そこで「分かりました、使わせてもらいます」ということはできないんですね。農地中間管理機構に貸してもいいよという人が届け出て、借りたいという人が農地中間管理機構に借りたいですと言ってマッチングをさせて権利の設定という、ちょっとシンプルなんですけれども、段取りが大変。座間味村においての今の課題は、農地が約5,000筆ほどあります。山も含めていろいろ。今使っていない耕作放棄地を我々農業委員会としても現場に行って、この畑の状況をランク付けして、すぐ草刈りをすれば使える畑、いや、もう樹木も立って重機を入れないと使えない畑というふうにランク付けをしていきます。ただ、そこからが大変で、そこから地主を探さないといけないんです。地主を探す上では、農業委員会の方々も専属でそこまで時間を割くことがなかなか難しい状況にあって、地主を探して、もしその方が名義変更されていない、もう亡くなっているのであれば、その御子息を探さないといけないし、みんながみんな座間味村にいてもらえれば助かるんですけども、ほとんどの方が村内にはいない。県外、もしくは海外にいたりですね。そうすると、実際に畑を使いたいというニーズはあっても、これだけ観光立村で進めてきている座間味村ですけども、特産品がほとんど育っていない。夏の観光ニーズに応じて、例えば、パッションフルーツだとか、ドラゴンフルーツ、シークワサーなど、そういった魅力的な果樹、野菜を作って特産品として売ることによって地域経済も回ると思いますし、そういう仕事をしっかり農業委員会を中心にですけども、役場全体、島全体、村全体として方向性を掲げていく上でも、耕作放棄地の活用が一番の解決策だというふうに思っています。そこで提案なんですけど、この地主の探索、そこから意向調査、新規就農希望者との連絡調整において、農業委員会だけでは実務負担が大き過ぎる。また担当職員も、この業務だけに専念できない状況にあります。農業振興を進める上で、避けては通れない実務作業なので、専任の会計年度任用職員を村内で雇用できないか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

お答えいたします。村内に相続未登記の農地が多くあることで、先ほど西田議員から説明をいただいたとおり、農業振興の妨げになっているということは、我々も承知しております。所有者の探索や意向調査は、農業委員会主導で実施することが望ましいと考えておりますが、あまりにも件数が多い。先ほど西田議員がおっしゃっていただいた5,000筆あります。多いことや人材の確保が難しいことから、現在、実現できていないのが現状であるということで認識しております。西田議員の御提案のとおり、必要性は感じております。今後雇用するにしても、仕事の内容とか雇用形態、どういう資格を持った人が必要なのか、また採用する期間等を農業委員会と我々、事務局ともう少し詰める必要性があるのかなというふうに認識しております。そこを取りまとめて、また財政部局、我々もそこと相談をしながら、人材確保できるように努めていきたいと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。今後も我々農業委員会もですけども、ほかの離島地域で農業振興が盛んなところはたくさんありますので、そういったところの情報も踏まえて、どういった人材でどういう取組をしたらいいのかというの、県の農業会議を通じていろいろ教えてもらいながら進めたいと思いますし、また、この農業新聞のほうでは、毎号毎号、地域計画についてのいろいろな取組の話し合いが掲載されています。この中でよくうたわれているのは、今回つくった地域計画で終わりではなくて、常にブラッシュアップをしていくべきだ。それには、たくさんいろいろな角度からの考え方が必要。農業委員会と行政だけでは、あまりに

も仕事量が多すぎるので、法的にも役割と体制の強化を見直さないといけないという形で、政府への決議案なども今後つくられていく形になっていますので、まず国としても、そういう農地について、今後もっと活用いていかないといけない。人口減少で畑をやらなくなる人が増えていくのは目に見えています。国もそうですが、まず我々座間味村として、今ある村の中でもエリア分けをして、5,000筆全部は無理だと思います。けれども収益性が高そうで比較的やりやすそうなどのエリア分けをして、その辺の地主に対しての探索、意向調査というのを一緒に進めていければなというふうに思いますので、ぜひ一緒に協力して、また地域の方にも定期的に、こういった農業に関する相談会とか話し合いの場を設けて意見交換しながら、村全体として、我々だけで決めてもしょうがないので、これは地域の方を巻き込んで進めていきたいと思いますので、御協力のほうをよろしく申し上げます。以上で私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

続いて一般質問を行います。1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

それでは通告書どおり御質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、村の公営施設の使用料について伺います。先日、座間味区の総会の中で、村への要望ということで、各種団体から、平良富士子琉舞道場、座間味エイサー同好会、フラチームピリラニ・エンジョイダンスクラブ、Ka Piko Ao Hiwa の4つの団体より、公共利用料金の見直しについて要望がありました。座間味の公共施設の使用料について調べてみました。この参考資料の表1にありますように、かなり利用料金にばらつきを感じます。阿嘉総合センターもホールは1時間1,380円と高いのですが、それ以上に、健康づくりセンターは1時間2,600円、これは村民割引ですけれども、そういう利用料金になっております。もちろん、これは議会で決まったことと前に村長がおっしゃっていました。まず何を根拠にこの料金が設定されたのかお伺いしてもよろしいですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

基本的に公共施設の利用料金におきましては、村が負担した建設費用に加え、維持管理を考慮して、建築当時の工事費用からそういった利用料金を設定させていただいております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

ほかの市町村の公共施設料金を調べてみますと、全然この料金とは違うんです。例えば、1時間の久米島の公民館が310円、冷房費が100円。それから那覇市はホールが930円、一般研修室が400円。栗国村も使用料が250円。かなりほかの市町村に比べて高いというのは、実際に感じました。公民館というのは、やはり住民が習い事をしたり、自らの趣味を生かすこと。この離島ではなかなかできないことを、その中で技術や専門の知識を持っている方が地域住民に教えてくれる学習の場の提供であったり、それから地

域の交流ボランティア、PTAなどの会合、公民館やコミュニティ、阿嘉総合センターを使う場合に関して明確な基準を設けてほしいと思っています。条例を見ますと、公益上必要か認めるときは、これを減免するとか、使用料の減免では、村長が特別な事由があると認めたときは使用料を免除するということが書いてあります。まず初めに、公益上必要か認めるということに関して、具体的にどのようなことか教えていただけますか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

お答えします。公益上とは何かという話になりますが、まず利用団体の形態にもよりますが、主催する代表者は収益が発生しているのか、サークル活動の一環で活動しているかによって判断が変わっていくものと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

この収益が発生しているということは、どういうことですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

学習の提供の場を主催する側の話になりますが、村民からしましたら、学ぶ意欲は人それぞれだと思っております。しかしながら、学習を提供する場、要は主催者側がサークル活動の一環で、皆様が自主的に集まって会費で補って活動をしているのか、もしくは、同じ学習の提供の場でも、塾みたいに自分の利益を上げて、それを開催しているかによって、大きく形態が変わるものと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

そうすると、公益上認められた場合は、村民割引が減免されるということですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

今言うように、その団体の形態の条件が第一つの条件、収益を上げている団体なのか、そういったサークル活動でやっているのか、これが団体の第一条件だと考えております。その次に、今言うように、村にとって公益上必要なものなのか。例えば、今お話がありましたように、琉舞でしたら村の行事とかにも参加していますのでそういったもの。エイサーとかでもサークル活動の一環の中で村の行事とかに積極的に参加をして、学習の場の発表までしっかり成果を出していますので、そういったところは公益上必要なのかなというふうに考えております。しかしながら、利用形態におきまして、そういった場がありまして、やはり収益を得ている団体、要は塾とかみたいに会員を募って収益を得ている事業に対しては、その免除が効くかということは、今すぐ即答できるものではないと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

それでは収益を上げているとか、収益が上がっていないというのは、どこで判断されますか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

私たちも免除が来た時点で、そういったものは確認していきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

ということは、その免除申請を村に出した場合、そこで村が判断して、この団体は収益を上げているとか上げていないということで免除をするかしないかを決定するという認識でよろしいですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

基本的に大前提はそこだと思います。しかしながら、今現在でも免除は行っております。例えば、実行委員会主催で行っている催物でやるときのサークル活動の練習とかは、その実行委員会から免除依頼が来ています。そのときには村としても共催として入っておりますので、そのときに使うサークルの練習に関しては、実行委員会から免除申請が来しておりますので、それは共催としての意義を果たすため、免除としております。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

例えば、PTAが先生方の送別会をやるというときは、収益的利益ということになるんですか、ならないんですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

今すぐには即答で収益的事業にはならないと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

PTAというのは、地域のボランティアで学校のことをいろいろやっていますけれども、それは収益的にはならない。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

と考えております。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

村の行事で実行委員会が免除を出せば、そこは収益的という感覚ですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

又吉議員がおっしゃっている実行委員会という実体が、どういう実体なのか分からないのですが、今おっしゃっている実行委員会の中でも、例えば、今現在、申請されております実行委員会におきましては、村も共催に入っておりますし、そういった定款、決算書等も見えておりますので、そういったものにはやっておりますが、又吉議員がおっしゃっている私が考えている実行委員会とは別のものがあるのだとしたら、そこは確認しないといけないと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

先ほど、松田課長がおっしゃった実行委員会というのは、先ほど課長がおっしゃった実行委員会ということなんですけれども、私が言っているのは、実行委員会があらかじめ免除申請を出せば、それは免除になるということで考えていいんですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

すみません。一部訂正をさせていただきます。免除ではなくて免除及び減額です。免除のみならず減額という捉え方で捉えてください。免除だけではなく、免除もしくは減額です。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

この収益的というのは、地域社会にとって共通の利益、福祉、幸福を意味する広く皆のためになることが公益ということですよね。例えば、PTAの送別会は公益に当たらないということですよね。免除申請を出しても免除、減免もできなかったということがあるんですけれども。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

PTA自体が公益的ではないと捉えております。しかしながら、申請があったのは免除とありましたので、免除はできないというふうにお答えしただけで、もし減額という相談があったら、そこでは調整できたと思います。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

免除申請の出し方なんです。減免で出せば出せたということですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

実際調整しないと分かりませんが、基本的には公益上、そういった収益が上がっていない団体におきましては、やはり減額、もしくは免除と考えておりますが、基本的には免除というのは、やはり光熱費も実際はかかりますので、減額なのかなと考えております。これは当然、申請があった時点で上まで決裁を回さない

と私一人の判断ではしかねますので、その辺は再度申請があった時点で上まで決裁を回して、その後に結果が出る仕組みになっていますので、御了承いただきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

すみません。もう 1 回確認をするんですけども、そういう地域のために、例えば踊り、子供たちにダンスを教えるとかフラを教えるとか、そういう団体に関しては、公益上認めずということでもいいんですよね。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

基本的に 2 つの条件があります。まずは収益的事業なのかです。例えば例に挙げさせていただくと、私が塾を開催します。塾を開催して会費を皆さんから毎月 1 万円をもらっています。1 万円をもらって収益を得て、自分の人件費、生活費に充てています。その場所は公共施設を借りてやっていますが、自分が収益を上げて公共施設を減額してくれというのは、私の中ではそれはしないのかなと。やはり収益を上げている方はしっかり会員の皆さんから会費を取って、その使用料もしっかり払う。やはりそこが第一の収益事業だと思いますので、それと違ってサークル活動、今言うように皆さんで会費を募ってサークル活動をやります。サークル活動で会費を募って、その活動費、要はエイサーだったら衣装などいろいろ必要です。それを集めている中で、やはり施設の使用料も会費を増やさないといけない。そういったときには、やはり村にサークル活動の一環で減免してくれないかという申請があれば、そこはお応えしていきたいなと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

住民もよく分からない。減免か免除かということで出し方が違うからできないとかあるので、今後はっきりその基準を出していただいて、例えば収益を上げているのか、確定申告を出すのか、その団体がね。私はそんな収益は上げていなくて、地域のためにやっていますという人に関しては、公益的を認めるということでやるのか、曖昧でグレーな感じがしてしょうがないんですけども、そこを判断されるのは総務課長ですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

先ほど申し上げました。私一人の判断ではございません。当然、申請がありましたら担当職員がいますので、そこから申請を受け付けて、最後、村長まで決裁を得た後に決定となりますので、基本的な考え方、減免と減額の話し方であって、これが全部通ると私の口からどういう団体が、ましてやこの施設というのは利用料金にもありますように、村内のみならず村外からの利用者もおりますので、そこは村内の方であろうと村外の方であろうとしっかり受け止めて、決裁を回して最終的な決定となりますので、御了承いただきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

分かりました。例えば、住民がフリーマーケットをします。小さいお子さんを持っているお母さん方が子

供が大きくなるにつれて衣類をほかの子にあげたり、ごみを削減するためにフリーマーケットをします。その場合、前もそうだったんですけども、使用料はしっかり取られたんですね。くじら文庫でも。だからそこは減免申請を出したらいいのか、免除申請を出したらいいのかという部分も、住民はよく分からない。一応、減免申請を出したけれども却下されたという話も聞いています。このグレーの部分ですごく住民も非常に困っているというか、自分たちの施設なのに使用料が高くてなかなか使えないという現状があります。ぜひ、そこをちゃんと教えてあげていただけないでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

まず基本的に、フリーマーケットの件に関しては、私も実態が分からないので細かい回答はできませんが、例えばフリーマーケットをやります。売上げが上がります。その売上げはどこにいくかということも出てくると思います。要は先ほど初めにお話ししたように、主催者側がどういう意図で行っているのか、利益を得る団体なのか、そこはやはり私たちも考えないといけないところでもありますので、そこは御了承いただきたいと思います。2点目、減免・免除につきましては、やはり周知不足ということも今の話ではあると思いますので、そこはしっかり再度、公共施設の使用料減免についての周知は行っていきたいなと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

皆さんの施設として、ぜひコミュニティにしても健康づくりセンターにしても使えるようにしていただきたい。例えば、先ほどの健康づくりセンターの料金ですけども、これはかなり高いと思っていますが、村は高いというふうに認識していないということでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

又吉議員から久米島町や那覇市の施設等の利用料金の話がありました。恐らく建築年度にもよると思います。やはり村もいろいろな建物、例えば、村営住宅は公営住宅法で定められておりますが、基本的に定住促進住宅、職員住宅、その他の施設におきましても、例えば補助事業でありましたら、総事業費の補助金、プラス借入れをして、その返済分、そういったものを考慮しながら基本的な利用料金を設定していますので、ほかの自治体がどういう建物でどういうふうな料金設定をしているというのは、私ではちょっと分かりかねますので、基本的にはうちは建築コストを考えた上で料金設定をさせていただいておりますので、その辺は御了承いただきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

分かりました。利用料金が高いとみんな使わなくなると思うので、そうすると余計に収益が上がらないのかなと思っています。改定できるのであれば改定してほしいというのが村民の願いです。それから、クーラー代についての質問なんですけれども、コミュニティのクーラー使用時の料金が1時間1,100円となっております。この根拠は、やはりクーラーを設置したお金から割るんですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

基本的にクーラーの設置に関しても、電気料を含め修繕費も考慮して当時設定されております。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

資料 2 番の、これはまだ令和 5 年しか出してもらえないので、電気料、上下水道の公民館の費用を出していただきました。実際、収入としては、慶留間公民館は以前、大工が寝泊まりしたということで収益は上がっていますがけれども、座間味コミュニティセンターの収益が一番です。阿佐、阿真の公民館に関しては、収益は上がっていません。しかし光熱費の合計を見ますと、阿真公民館が一番高い。次に阿佐公民館、座間味公民館は大して光熱費はかかっていません。ここはどう捉えていますか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

私も細かいところまで把握しておりませんでしたので、今現在、電気の契約の在り方はどうなっているのか精査中であります。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

主婦の感覚として、光熱費が高いと使い過ぎなのかな、どうなっているのかな、お水が漏れているのかなとか、普通の家庭だったら心配していろいろ調べます。座間味のコミュニティは一番電気料もかかっていないのかかわらず 1 時間 1, 1 0 0 円の高額のクーラー代の請求があります。これをもう少し安くしてもいいと、実際にかかっている費用から見て思いませんか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

この辺は、やはり検討していきたいと思っております。しかしながら、例えば逆に言ったら、慶留間、阿佐、阿真公民館が安いのかもしれませんので、その辺は精査しながらしっかり対応していけたらなと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

もちろん維持管理費というのはかかりますから、あれなんですけれども、阿佐と阿真の公民館の使用料がかなり高いというところは、本当に維持管理費をいつもおっしゃっているのであれば、細かいところまで見て、どうなっているのか、これを追求するべきだと思います。これは令和 5 年度しか出ていないんですけれども、その前の年、また令和 6 年度はどうなっているかよく調べてから、そこはどうなっているか追及していただきたいと思います。よろしくお願いします。

それから、健康づくりセンターの利用料金、資料 1 に戻っていただきたいんですけれども、健康づくりセンターのステージは、村内で午前中は 1, 6 0 0 円、村外が 2, 0 0 0 円、夜はまた安くなって 1, 1 5 0 円となっています。これは何かおかしいなと思うんですけれども、これに関してお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

又吉議員から窓口で問合せがありましたので、今担当職員を通じて精査中でございます。その中で間違いがありましたら、9月議会等に変更させていただきたいと思いますので、今現在、精査中でありますので御了承いただきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

資料1の下の方を見ると、健康づくりセンター下からはクーラー代は別途、条例には入っていません。これはどうですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

歴史文化センターに関しましては、クーラー代も含めた料金で設定させていただいております。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

分かりました。何かクーラー代を請求されたという話も出ているので、そのところははっきりさせて、村からも指導していただきたいと思います。よろしくお願いします。

それから、今コミュニティセンターも1時間1, 100円ということで高額です。夜使う場合にしても、網戸がない箇所とかで窓が開けられない、扇風機が欲しいとかそういうのは役場にお願ひしたらつけてもらえますか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

これは区の要望書にも載っておりました。確かに掃除機など、やはり各公民館に必要なものですので、掃除機については各公民館も含めた掃除機ですね。載っていたのは掃除機、扇風機、網戸というふうに乗ってましたので、基本的に、まず掃除機は全公民館に必要だろうなということなので、これは村として検討していきたいと思います。網戸に関しても、基本的に網戸はその施設の窓と一緒に網戸も必要性は当然、利用料を取っていますので、そこは検討していきたいと思っております。扇風機におきましては、各公民館、需要がばらばらですので、これは村としては検討しておりません。基本的にはエアコンを設置しておりますので、それを御利用いただく。扇風機の必要性を感じるのでしたら、やはり座間味区とかと要望をして、今各区において、コミュニティ活動促進事業というものを区長のほうに投げております。要は区で必要な備品等、そういったものに充てていただいて、扇風機等はそういった補助金がありますので、御活用していただけたらなと考えております。基本的には村としましては、やはり各公民館も含めてクーラーを設置していますし、座間味だけ扇風機を設置というのは、やはり考えられませんので、区のほうで私たちもそういった要望が出ているので、この事業で活用できないかということで区長には相談していきたいなと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

では、今実際にコミュニティセンターは網戸もなければ、夜エイサーにしても何か使うときには虫が入ってきたりするので、しょうがなくクーラーをつけています。先ほどもクーラーの代金がちょっと高いかなという、検討するというお話も聞けたので、これから夏にかけて昼間も虫は入ってくるんですけども、ぜひクーラー代は網戸を設置するまで無料にすることはできませんか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

今、各団体とどのような状況で、どういうふうなクーラーを使っているのか分かりません。ただ、今お話ししているのは、例えば、クーラーと窓を開けて併用しているのかなとか、要は、私たちは実態が分かりませんので、それは私が今全団体にクーラー代を免除しますというのは言いきれませんので、その利用をしている方々と意見交換をしながら、そこは対応していきたいと思います。ましてやもしかしてクーラーをきちんと窓を閉めて使っている団体もいらっしゃるかもしれませんので、私が一概に今網戸が直るまで全部の団体のクーラーの利用料金を減免にすることは今即答できませんので、それは各利用者の方々に申請があったときに、その利用形態を見ながら判断しないといけないかなと思っていますので、御了承いただきたいと思っています。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

ありがとうございます。ぜひ、その使用団体と一度面談していただいて、利用状況とかそういったものを確認しながら、公益性があるのかなのかという部分もそうなんですけれども、すぐに面談して、この団体は収益性があるとかないとかいう判断をしながらクーラーの設置にしても、クーラー代の料金にしても、もうちょっと減免にするとか、そういったことをすぐに検討していただけないでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

料金については、こちらのほうで算定をしながら検討していきたいと思います。各団体といいますが、私たちは基本的に区からの要望がありますので、とりあえずは今区長も来ていますので、私たちは区からの要望ということですので、とりあえずは先に区長に返事したいと思っています。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

それでは区長と検討していただけるということで捉えていいですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

料金の設定に関しては、村が検討するという話で、そういった区からの要望ですので、回答は区長を通じて回答したいと思っています。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

ぜひ、いろいろな団体が使うことがあるので、早めにそういったことを検討していただきたいなと思っております。村長、お願いします。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

活発な議論、ありがとうございました。少し歴史を遡るわけではございませんが、私が役場の職員になったのが40年前ぐらいだと思いますが、20年以上前です。夕張市が破綻をしました。それが二十四、五年前ですか、教育長、それぐらいだったと思います。それから各自治体の財政状況についてというのは、そもそも財政法というのがありまして、それに基づいて私たちは財政運営をしていくんです。夕張市が初めて市町村で財政破綻をしまして、それから財政法が変わりまして、新たな指標ができたり、いろいろな縛りができるようになってきました。そのときにワーストワンが夕張市なんです、当時の座間味村は、ワースト4か5ぐらいだったんです。そういった状況の中で、今でよく使われる実質公債費比率という一つの指標がございますが、30.6という数値で、今では考えられないような数字をたたき出しております。そのときに特に財政状況が悪い座間味村を含めた団体に対しては、国や県から非常に厳しいいろいろな要望事項がございまして、例えば収益をどうして増やすのか、支出をどうしたら減らせるのか。当時は人件費を減らしたりとかいろんなことをさせていただく中で、私も職員だったので覚えているんですが、取れるものはしっかりと収益として上げなさいということで、その前までは、今以上に、例えば施設使用料なんかも非常に曖昧といえますか、非常に安くであったり、免除・減額のストライクゾーンを非常に広げてそういうのをやるような状況があったというふうに認識しております。そういったところにもメスを入れられるような状況がございまして、今のような使用料に対する考え方に変わってきているというのが、まず歴史的な背景があるというのは御承知おきいただきたいと思っております。そういった中でしっかりと収益も上げなければいけないということでさせていただいているところですが、一方で又吉議員から提案のある安くすることによって、いろんな方々が使っていただけるので、逆に収益は上がるんじゃないですかというのも一つの考え方としてあるかと思いますし、せんだって行われた座間味区の総会、あるいは選挙戦の中でもいろいろな方々から、こういった話も一部聞かせていただいている部分もございますので、議会が始まる前にも話をさせていただきました。皆様方の意見を拝聴しながら、しっかりと行政運営をさせていただくという意味では、施設をしっかりと維持管理しないといけないという側面もありつつ、文化的な振興も図らないといけないということも加味する中で、総務課長が話をしておりますとおり、地域の皆様方、あるいは各種団体の皆様方とその実態を確認させていただく上で、公正公平な形での徴収といえますか、使用料の在り方というのをしっかりやっていくということ。それとできるならば、先ほど話をさせていただいたとおり、昨今の物価高騰も含めて、これからどうなっていくのか分からない。例えば使用料を安くすることが仮にできたとしても、電気代が上がるかもしれないとかいろいろなことを想定しないといけないというのも私たちの立場であるということを、ぜひ御理解いただきつつも、できるだけ住民負担の軽減が図れるような仕組みについても検討させていただきたいというふうに思っております。すみません。「はい」という答えではないのは大変申し訳ない部分もございますけれども、しっかりと総務課長を中心に検討させますので、その辺はまた御指導、あるいは御助言をいただければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

午前に引き続き、1 番 又吉文江議員の一般質問の継続を行います。1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

午後もよろしくお願いいたします。継続でお願いいたします。

まず2回目の質問、幼保連携型こども園の創設についての要望書の件で伺います。4月28日、小さな子供を持つじら文庫の親御さんや、座間味島青年会、商工会青年部の代表より、村長及び教育長、議長宛てに要望書が出されました。議長宛ては、先日、全協のときに各議員に文書が配られ、この問題を共有することができました。さて、この要望書に関して、村長及び教育長がどのように捉えられているか、御意見と前向きなお話をお聞きしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

私と教育長が話をする前に、今回の質問が出ておりますので、主管課の課長のほうから基本的な考え方を申し述べさせていただいた上で、私と教育長から発言をさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。まずは担当課長の基本的な考え方を申し述べた上でやらないと私たちだけでは舌足らずになるはずですから、まずは基本的な考え方を課長から話をさせていただいた上で、それに基づいて私と教育長が発言をさせていただくということでよろしいですか。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

午後もよろしくお願いいたします。4月28日に要望書をいただきましたが、人事異動に伴う引継ぎや他業務もありましたので、現時点では検討に至っておりません。要望内容にありました、幼保連携型こども園創設におきましては、制度の確認やどういった補助金が活用できるか、座間味島に設置すると仮定した場合の課題の洗い出し、検討に伴う検討委員会の立ち上げ、検討委員メンバーの選定も含め、どのように進めていくか、まずは住民課内での話し合いを行い、連携が必要となる教育委員会とも協議し、進めていく必要があると考えております。また今年度は、阿嘉・慶留間島においても、家庭的保育事業の実施を検討しております。そちらの事業実施も踏まえ、慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ただいま、担当課長から答弁がございました。基本的な考えはそういうことですが、要望いただきましたのが4月28日でございます。その後、私の個人的な話ではございませんが、選挙戦を控えておりまして、選挙に突入したこともありましたので、これについての議論は庁舎内ではまだ活発にされていないというのが現状でございますが、当選をさせていただきまして、早速、経営会議を開かせていただく中で、要望があった事項については、まずは前向きに検討していこうということが一つ。そういった中でも、まずは国が次年度以降にそういった大きな取組をしていくという大前提がございますので、もちろん国の考え方に背くつもりもございませんし、そういったことを踏まえながらやっていくということは確認をさせていただいております。ただ現状、今座間味村でいろいろな多少なりともサービスをさせていただいている子育て支援がございますので、それとの整合性、その後、教育長が答弁されると思いますが、座間味村においては、3年

保育の幼稚園を開設させていただいております。座間味、阿嘉、慶留間ということで、そういったところの整合性といいますか、どういった形ですり合わせをするのか。さらには座間味島と阿嘉島、慶留間島、阿嘉・慶留間は一つの橋でつながっておりますので、阿嘉・慶留間島という表現をさせていただきますけれども、座間味島と阿嘉・慶留間島地域での格差の是正等を含めて、総合的に勘案しないといけないことであると思っております。とはいえ、座間味地区の各種団体の代表のほうからの要請というのも真摯に受け止めつつ、まずは、この前の話の中では、当事者である親御さんの代表であったり、今回要望された各種団体の代表の皆さんと要望の内容の聞き取りをする中で、座間味村の現状の把握、それから要望内容の把握、それとその事業を実施するに当たっての行政的なもの、財政的なもの、総合的に勘案する中で、お互いにある程度、譲歩しないといけない部分もあるかと思っておりますけれども、そういったことをしっかりと把握した上でやっていきたい。併せて、やはり人口減少の話も先ほどから出ておりますので、今子供たちが、例えば何人いるので必要だから、何人のスタッフが必要なので何人のスタッフを雇って、このこども園になるものを開設しようというふうに考えたときに、5年後、10年後どうなるのか、人口推計も見据えながらということも話の中に出てくるかと思っております。私どももやるからには、しっかりと恒久的なサービスを続けていく覚悟でやらないといけないと思っておりますので、後々いろいろな問題が生じないような形での仕組みづくりというのも大切になってこようかというふうに思っております。そういったことを総合的に勘案しつつ、御要望に対しては、真摯に耳を傾けていきたい。そういうことでございますので、これからしっかりと議論を進めてまいりたいというふうに思っております。

○ 議長（宮平喜文）

垣花 健教育長。

○ 教育長（垣花 健）

お答えいたします。今、村長と住民課長のほうから答弁したとおりなんですけれども、こども園については、国で言えば厚生労働省の管轄で、文部科学省の管轄ではありません。ということで、私たちが所管になることはないんですけれども、かといって現在、村立の幼稚園を運営している観点から、委員会としても、これから行われるであろう協議等に積極的に参加をして、住民課とともに協力していきたいというふうに考えております。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

これから検討するということで、今教育長がおっしゃっていた文部科学省ということですが、これは家庭庁が関係しているのかなと私は思うんです。文部科学省と厚生省が一緒になった家庭庁がこども園ということでやられていると思います。要するに、同じ子供を庁が違うからということではなくて、見るということで、厚生省と文部科学省の違いを統一するということで、家庭庁ができたのかなと私はそういうふうに理解していますけれども、本当に緊急性というか、先ほど村長がおっしゃっていた阿嘉・慶留間のこともあります。座間味だけというわけにはいきません。それは分かります。でも逆に私が思うには、阿嘉・慶留間と座間味に2つ幼稚園があるのであれば、そこに幼保一体型のこども園を造れば、実際、今阿嘉島にも幼稚園に通われているのが7名ぐらいいらっしゃると思うんですけれども、それに先生をプラスしたら3歳から下の子供たちも見てもらえる。そして放課後の預かりもできる。逆にそのほうが早くできるんじゃないかなというふうに、私も素人なので行政マンではないので分かりませんが、単純に考えたらわざわざ建物を造るというわけではなく、今ある既存のもので造っていただければ、来年度から始まる、誰でも通園制度も枠ができるんじゃないかなというふうに思っています。まだ全然動いていないということで、とても残念に

思っております。住民課長に聞きます。今座間味村では待機児童数は何人おられますか。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

待機児童はおりません。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

令和7年度は、待機児童数はゼロということですか。この待機児童というのは、また変なもので、令和4年、座間味村4名、令和5年、3名、令和6年、2名ということで、今年はゼロということを知ったんですが、この待機児童というのは、とても数字のマジックというか、要するに保育園に申し込んだけれども、全く入れなかった子供の数がゼロということではないんですか。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

今年度申し込んだのは7名おりましたが、入所基準に満たなかった子もいましたので、今回は定員内の5名で待機はいないと認識しております。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

そうすると、この要望書に出ている子供の人数です。3歳からでいうと、座間味、阿嘉・慶留間で17名おられます。そのうち、家庭的保育所は定員は5名ということで5名入られております。それ以外に一時保育ということで、何名か入られているんですけども、そして待機児童がゼロというのは、阿嘉・慶留間のお子さんに関しては、そういう家庭的保育所も何もないものですから、最初から申し込まないというあれもあります。実際に要望書にある人数が座間味の乳幼児の数と私は理解していますが、それで間違いはないですか。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

私は沖縄県のこどもみらい課、そこに問合せをしたんですけども、この待機児童というのは、あくまでも指針で実態とは違うと教えていただきました。本当に実際にゼロといっても、これだけ子供がいて、預けられる枠はこれしかないのに、なぜゼロなのかなというのが非常に疑問でしたけれども、これはただの指針であって、これで行政サービスが間に合っているという数字ではないと私は理解しています。来年度からは、誰でも通園制度が始まります。これに対して受け皿のない座間味村では、どうするつもりでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

次年度から全国で開始されます、こども誰でも通園制度なんです、子供の成長の観点から、全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な成育環境を整備することを目的としている制度になります。主な内容は、育児支援であるというふうに認識しておりまして、今の一時預かりとはまた違う制度だと認識しております。この通園制度は、月10時間まで利用が可能枠となっております、今既存のサービスとしてあります一時保育のほうが今の村の実情のニーズに合ったサービスではないかなと思っております、この新しい制度は、また違った目的の制度だと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

ちょっとよく分からないんですけども、先ほど言った家庭的保育事業を阿嘉・慶留間にやるということをおっしゃっていましたが、それは具体的に決まっているんですか。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

まだ具体的には決まっておりません。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

どのような事業なんです。要するに家庭的保育所をつくるんですか。それともどこかにつくる計画があるんですか。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

座間味島にあるエンカレッジ座間味保育園と同じような家庭的保育になります。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

それを阿嘉・慶留間島につくるということですか。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

実施することを今検討しているところです。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

前の議会でも村長がおっしゃいました。本来の福祉とは何ぞやを考えていきたいと答えましたが、私は行政が行う福祉の根源は、ひりかごから墓場まで。この村で村民がみな一生を過ごして幸せだと思える幸福感を味わえる村づくりを行うべきだと思います。もちろん財政的には厳しくて都会のような贅沢はできないか

もしれませんが、幸福感は個々に考えが違ふ、お金では買えない部分もあります。しかし、国はいろいろ政策はしていますが、私たちの身近な村政は、村民が選んだ村長です。村ができること、お金がそんなにかからないでできること。例えば、村定期船に高齢者が病院の通院のためになら皆無料にしたらいい。みつしまも年間パスポートで格安に往来できるようにしたらいい。これだけ島の宝の子供が増えるなら、環境を整えて既存の座間味幼稚園、阿嘉幼稚園に3歳前の子供たちも預かれるようなこども園をつくれば、雇用も生まれる。人口も増える。人口が少なくなるからつくらないとかそういうのではなくて、今ある人たちが本当に幸せに暮らせるようにやるのが村の役目だと思います。お金がかかるんだったら村長や議員の給料を減らしても手当はつけたらいいと思います。その雇用する方に。みんなが共同体として優しい村づくりを私は望みます。村長の考えをお聞かせください。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

行政はいわゆる総合サービス事業だと思っております。おっしゃるとおりでございます。私もこれまでもそう申し述べてまいりました。いろいろなサービスをすることはとても大切だと思っております。今回の私の選挙戦の中でも高齢者に対して那覇への渡航費を幾らか減額・免除等についても触れさせていただいてるところでございますが、そういった状況の中で、例えば現状だけを把握するのではなくて、人口増加につなげる施策というのはとても大切ですから、これまでも例えば一次産業である観光についてのPR事業であったり、移住する人たち、あるいはUターンをしてくる私たちの子供や孫のための公営住宅、あるいは定住促進住宅等の住宅の整備も含めて、いろいろな施策を展開させていただいております。そういった中で、こういう子供から高齢者までの福祉に関する事業に関しても、全くやっていないということでないということとは、ぜひ御承知おきいただきながら、その中でできることを一つずつやってきております。

国がいろいろな仕組みを出してきます。私たちもそれに基づいて、あるいはその補助金を使っていろいろな仕事をさせていただいていますが、組織の大きさが全然違いますので、私たちの限られた職員の中でどれだけの仕事ができるのか、どれだけのサービスができるのか。そしてこういう仕組みをつくった場合に、こういった施設をつくった場合に、本当に働いてくれる人がいるのであろうか。例えば、隣の渡名喜村においては、沖縄振興予算を活用して保育所をつくりました。つくりましたが働く人がいませんでした。いまだに休園中ですという実態もございます。私たちはそういったところも含めて、総合的に勘案しないといけない部分があるかと思っております。もちろん一番大前提としては、こういった施設があったほうがいい、こういった仕組みがあったほうがいい、そのほうが島に住んでいる人たちがより幸福になるのであれば、そこに向けて仕事をしていくというのは大前提だということは重々承知している中で、いかに脆弱な財政状況の自治体が何をするのか、やる場合にどういった補助金を探してくるのか、将来推計はどうなっているのか、雇ったからには途中で仕事なくなったので、あなたは辞めてくださいとは言えませんので、そういったところも総合的に勘案しないといけないというのは、ぜひ御理解いただく中で、又吉議員のおっしゃる行政の仕事はまさしく総合サービス業だというには、私も常々話をしておりますので、その中でしっかりとさせていただきたい。

先ほど私の答弁に対して、役場が今回のこども園についての話の議論が何も進んでいないというのは残念だというのは、本当に申し訳なく思っておりますが、選挙戦になりまして、これも一つの国の指針ではありますが、大きな事業ですから、時の村長がしっかりと判断をするべきだということで、私は指示をしていなくて、村長に当選して暁、すぐこれについての議論を進めてまいりましょうということの話をしているというのも御理解していただきたいと思っております。

繰り返しになるかもしれませんが、私どもはこういった仕組みをしっかりと職員に対しても常にアンテナを張り巡らせて、いろんな情報を収集する中で、国の補助金活用をする中で、しっかりと住民サービスができる環境を整えていこうというのは、常日頃、私だけではなくて、私たち幹部職員から職員にも話をさせていただいているところでございます。優先順位もございますので、すぐできるかどうかという明言はできませんが、前回、この要望書を持ってきた青年たちの前で私も断言しております。「しっかりと皆さんの意見も拝聴しながら検討委員会といいますか、意見交換をまず始めていきましょうね」「できるだけ国の考え方、皆さんの考え方に沿うような仕事ができるように、私も頑張っていきたい」という話をさせていただいておりますので、そこはぜひ酌み取っていただいて、その中で私たち行政ができることから一つずつ、これは子供たちだけの問題ではなくて、先ほど船の問題もございました。そういったことも含めて、できることをしっかりやっていくということはお答えさせていただきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

又古文江議員、この問題は2分、3分超過しております。最後に執行部からの意見を聞いての最後の御質問、あるいは答弁等をよろしく願います。1番 又古文江議員。

○ 1番（又古文江議員）

村長、ありがとうございました。本当に先ほど村長がおっしゃったように、要望書を出して提出した子供たちというか、私から言わせれば子供たちなんですけれども、本当に島の人口は移住者が多い中で、島の子供が要望書を出しに行ったという話を聞きました。本当に島の親としても島んちゅの嫁としても、やっぱりこういう子供たちが頑張ってそういう要望書を出すということは、本当に簡単なことではないと思うし、いろいろ考えて努力して出したことだと思います。ぜひ私はそれを応援するのが議員としての役目だと思っています。ぜひ、これからも一歩でも二歩でも進めるように、これから共に頑張っていきたいと思っております。よろしく願います。

○ 議長（宮平喜文）

続いて、5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

QABのデータ放送についてですが、ホームページにQABのデータ放送が視聴できるという掲載されておりますが、これは運用開始までの経緯を教えてください。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

お答えします。午後もよろしく願います。昨年12月に琉球朝日放送より御提案をいただき、役場内で協議した結果、新年度予算に予算を組み込み、今回の導入に至っております。本村では、村内放送やホームページ等で村内の情報を発信しておりますが、耳の不自由な方や村内放送が聞こえなかった方、インターネットやスマートフォンを御利用されない住民の方々が一定数いらっしゃいます。実際に御高齢の村民の方より、船舶情報の問合せを電話等でいただいております。そのような方々にも情報を周知するツールとして有用であるとの結論に至ったこと。また、自治体情報が発信できるデータ放送を取り扱うのは、琉球朝日放送のみであったことから、QABデータ放送による情報発信を5月1日より開始しております。情報発信の内容につきましては、問合せの多い船舶情報の日々の更新や、今回、5月に行いました村長選挙の情報など、また今後は村内の行事も含めて、このデータ放送を活用して、様々なツールを使って村の行事等の周知を図っていききたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

5 番 中村秀克議員。

○ 5 番（中村秀克議員）

ありがとうございます。今課長から新年度予算に組み込んでいるということでしたが、予算書からも私としては見られなかったんですが、これをなぜ質問しているかという、前の体制のときに同僚議員からあって、今の体制になって私からもQABのデータ放送を活用したらどうかということで一般質問をやっていますので、このときは予算的観点から今は導入できないという答弁をいただいたんですが、新年度予算に組み込んでいるのであれば、私と一般質問した議員、実はQAB入っていますとか言うので、もうこれは進めている立場ですから、これを見ていなくてホームページ上で見て私はびっくりして、いつからやっているのかとテレビをチェックしたら、できているわけですね。またこれはスマホのホームページには載っていないですよ。PC上ですよ。だからスマホの情報でしか見ていないので、以前に役場は「報連相」という言葉で報告・連絡・相談でしたか、そういう推進をしていたと思うんですが、せめて議会で一般質問があったものですから、3月定例会、4月臨時会のときに、実はQABデータ放送はできますよということを、一言連絡、報告があればよかったなと思うんですが、その辺はいかがですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

まず1回目のときに、何年か前で私も記憶が曖昧ではございますが、1回試験的に導入して試験運用した経緯もあります。そこからの話だと思いますが、恐らくその当時は、業者が言ってくる事業費が結構高額であったことから、予算面も考えて、その時点では実施をしなかったと認識しております。

○ 議長（宮平喜文）

5 番 中村秀克議員。

○ 5 番（中村秀克議員）

やっぱり必要だということで一般質問でもやったわけですので、これから有意義に活用して、ちょっと村長選挙の情報は見ていなかったんですが、これからまた台風シーズンが来ますので、雨風が強いと防災無線を稼働しても閉め切った部屋の中ではなかなか聞こえないので、テレビさえ映っていれば、この情報は行政情報として常に見られますので、これは特にネットとか無線が聞こえない状態の高齢者とか弱者の方々に使い方、テレビは普通に見られるんですけども、データ放送の受信の仕方とか、そういったのを啓蒙して広げて、職員から周辺のお年寄りとか、携帯とかで情報が取れないという方々に積極的に教えて有効活用してもらいたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、慶留間港の港湾整備についてであります。慶留間港の船舶の上下架スロープの改修と、砂止め堤防設置の要望をしたいんですが、答弁をお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

こちらの要望に関しましては、先週、この通告書をいただいております。私もまだ現場を確認できていない部分もありますので、早急に現場を確認させていただき、来月、県港湾課のヒアリングがありますので、そちらのほうでしっかり要望してまいりたいと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

5 番 中村秀克議員。

○ 5 番（中村秀克議員）

これは一般質問の中で予算とかあるので、ちょっと提議したんですが、非常に傷みが激しくて、スロープの路面が凸凹して、またコンクリートの継ぎ目が深いところで10センチメートルぐらいくぼんでいると。それにタイヤがはまってしまうと、なかなか下ろすことも上げることもできないという状況です。砂止めの堤防というのは、スロープの浜側のところですよ。台風時にあそこから砂と砂利が一緒に来て、このスロープを削って、スロープがガタガタになる状況です。その砂が今度は船だまりにたまって、4年に1回ぐらいはユンボで掘って、今度は反対側に持っていくわけです。そして今、青年会が主催している海びらきとか、学校の水泳教室は、この浜がなくなっていくとできなくなるような、今のうちに改修できたらスロープも痛みがなくなるし、砂も残るしという効果が出ると思いますので、何年か前かな、慶留間は台風時の船揚げ場がないから、どうにかやってくれということで、いつも道路に上げていくという。1回、県からも五、六名が視察に来て見ていた方もいるので、この現場を見ているので状況は分かっていると思うので、異動でいなくなっている方もいるかもしれないので、その辺、課長のほうで県にほうにこれは切実な願い、船は傷む、台車は傷むので非常に困っていますので、その辺、よろしくお願いいたします。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

私のほうもしっかり現場を見て、対応していきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

よろしくお願いいたします。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

続きまして、6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

よろしくお願いいたします。午前中冒頭にもありましたが、宮里 哲村長が5期目の当選いたしました。改めておめでとうございます。引き続き、県または中央のパイプ役として当村をメインに、各離島の市町村のために御尽力いただければと思います。今後ともよろしくお願いいたします。それでは通告書に沿って伺ってまいります。

1点目は、各学校の防犯対策についてですけれども、まず先月5月8日に、東京の立川市の小学校に2人組の男が酒に酔った状態で学校に侵入し、トラブル相手の児童の名前を叫びながら教室を探し回り、校長や教員に暴行し、最終的には警察に捕まったという記憶にはまだ新しい事件がありました。悲しいことに、このような状況は都会に限らず、私たちの暮らす小さな島でもあり得る現代社会となりました。当村ではトップシーズンになると、村民以外の観光客が、毎日約500名以上御来島いただいております。正式な数字ではないんですけれども、また宿泊者を合わせると、少なく見ても村全体で1,000人以上の観光客が日中滞在されているのではないかと予想されます。毎年、不審者情報も聞かれるようになりました。村民、子供たちがどのようにして安全な生活を保てるかは、今後の大きな課題になると思います。まずは、各学校、座間味、阿嘉・慶留間校の正門や裏門、またフェンスなどの囲い、施錠など、今どのような状況か先に伺います。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

よろしくお願いします。座間味校におきましては、正門と東側の裏門のほうには施錠等はつけておりません。阿嘉小中学校と慶留間小中学校におきましては、門のほうにレールといいますか、それをつけております。

○ 議長（宮平喜文）

6 番 宮平清志議員。

○ 6 番（宮平清志議員）

阿嘉・慶留間は門を閉じることができるので、侵入というか入りにくいと思うんですけれども、座間味校は東西の門は2か所ありまして、幼稚園の横、車が出入りするところ、また旧幼稚園のほうの職員室の南側、あとは星美荘の横側に低い塀がありますね。そこも簡単に乗り越えて入ることができます。このような状況ですので、以前に私も外国人が校内を散歩だと思うんですけれども、そのような姿を数回見たことがあります。それは恐らく自由に出入りができるのだと思って、悪気はなく入っているのかなと思っていました。これは外国人に限らず、一般の方が出入りしているのは委員会も把握なされているのでしょうか。こういう話を過去に学校から情報があったのか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

お答えします。座間味校におきましては、「学校関係者以外立入禁止」という文言と、「学校への立入り、幼児・児童生徒の写真はお断りします」という、こういったものを貼って対応しております。

○ 議長（宮平喜文）

6 番 宮平清志議員。

○ 6 番（宮平清志議員）

今の写真は英語表記もされていますか。じゃあ大丈夫ですね。ただ、表記されたとはいえ、すぐに横から通れるような感じになっています。そこも入れないように、人が入ってきた情報、さっきも聞いたんですけれども、繰り返しになりますが、そのような情報は聞いたことはありますか。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

今年度に入って1件ありました。

○ 議長（宮平喜文）

6 番 宮平清志議員。

○ 6 番（宮平清志議員）

その中で情報共有はされているのは確認したんですけれども、その中でどのような話合いをされましたか。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

学校職員より観光客が入ってきているという情報を得まして、教員のほうで話しをして学校内から出ていってもらったと聞いております。

○ 議長（宮平喜文）

6 番 宮平清志議員。

○ 6 番（宮平清志議員）

ということは、それが繰り返しある可能性もあるということになります。私は令和5年の3月定例会でも、防犯対策について伺いました。その中で各学校の監視カメラを設置したほうがいいのではないかと、要望というか答弁をしました。今この監視カメラについて、どのような状況になっていますか。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

令和5年の3月議会において、監視カメラ設置についての質問等がありましたが、学校施設の設置までは至っておりません。本村にも多くの観光客が訪れていますので、今後、各学校と協議し検討してまいります。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

監視カメラを各学校に少なくとも校門は2か所あるのかな、阿嘉・慶留間も2か所ありますか。少なくとも校門に設置して職員室で人の出入りをモニターで確認できるようにしたほうがいいと思います。それは授業をしていない先生がやるのか、事務のほうやるのか、その辺りも協議していただければと思うんですけども、それと景観は悪くなりますが、いずれは学校もフェンス、または塀のような囲いを設置しなければならない状況になっていくと思いますけれども、まずはその2点、監視カメラのモニターの件とフェンスの塀の件、見解を伺います。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

各学校と協議して検討してまいります。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

ぜひ協議を重ねて検討してください。

あと防犯対策マニュアル、前回、それはあるということ伺っていたんですけども、その訓練は行っていますか。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

各学校において、教育計画に記載されているとおり、防犯対策マニュアルに沿った訓練を行っております。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

その訓練なんですけれども、具体的にどこからどこに移動するとか、場所とか実施されている感じで、話せないところがあつたらいいんですけども、話せる範囲内で伺います。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

各学校によっても違うのですが、実施計画というものを作成しております。それに基づいて、学校内でど

こちら入って子供たちがどういうふうに動くというもので記載されております。

○ 議長（宮平喜文）

6 番 宮平清志議員。

○ 6 番（宮平清志議員）

教育委員会の職員も参加なされていますか。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

教育委員会の職員は参加しておりません。

○ 議長（宮平喜文）

6 番 宮平清志議員。

○ 6 番（宮平清志議員）

それでは、毎回ではなくてもいいと思うんですけども、できるだけ教育委員会からも参加して、子供たちや教員の動き、様子を確認していただければと思います。

文科省から各教育委員会に対して、不審者の学校侵入防止対策を強化するよう通達されているはずです。防犯カメラやオートロックシステム、警察直通の非常用通報装置などの整備を進めるための国庫補助を設け、今年度中までに集中的な支援を行うことを打ち出しています。私たちが暮らすこの小さな島で、どこまでどのような補助を受けて防犯対策を行うか、学校、またPTAとも協議しながら、さらなる防犯対策を練っていただければと思います。繰り返しになりますけれども、この世の中、どこの学校に侵入者が侵入して、犯罪が起きてもおかしくない状況です。何も起こらないのが一番なんですけれども、万が一、何か起きた場合を想定して、不備がないように防犯対策に取り組んでください。よろしくお願いします。

続きまして2点目、座間味クリーンセンターについて、関連で2つ質問があります。現在、土曜日の座間味クリーンセンターへの持ち込みができない状況です。特に飲食店や宿泊施設の週末のごみがたまって置き場がない。また二、三日置くものですから、臭いがしてくるなど、結構苦労なされているようです。またそれによって外にごみ袋を置いて、ハエやコバエが大量発生したり、カラスが散らかさないかと、そのような懸念もされます。実は、この件を一般質問の提出後に直接住民課へお電話し、お話しさせていただきました。というのは、今年はゴールデンウィークあたりから好天候が続きまして、梅雨らしい雨も少なかったおかげか、例年より観光客も多く、それに伴ってごみも多くなりまして、気温も高いため置きっぱなしのごみが大変なことになっているようでしたので、定例会後に動いてもらうより少しでも早く対策、対応案を関係者で協議していただこうと思って、事前にお話しさせていただきましたが、それから何らかの対応ができるか話し合われたのか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

先月の中旬頃に、宮平議員から御相談がありました。提案がありましたクリーンセンター前にごみステーションを設置し、鍵は暗証番号式で管理するのはどうかという提案がありました。まずクリーンセンター前は、私有地になります。所有者との協議が必要になるかと思います。また、公平性の観点から、事業者限定のステーションでよいのか、また座間味クリーンセンターだけではなく、阿嘉クリーンセンターも同様に対策を講じる必要があると考えます。またステーション内や周辺の清潔を保つため、管理は誰が担うのかといった課題が出てきました。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

おっしゃっていたように、ごみステーションのちょっと大きめのやつを置いたらどうかと提案はしましたが、私有地ということであれば、そのクリーンセンターの私有地に限らず、役場のどこか所有地、臭いの影響がない場所があれば、そこに置けないかというところも、今後、検討していただいて、これは阿嘉のほうもそうなんですけれども、それも期限は限定でもいいと思います。冬は腐りにくい、臭いがしにくいというところもあるので、10月あたりまででも土曜日はこれまで同様、去年までやっていたような感じで職員も交代でということとはできないですか。そこを伺います。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

土曜日を休業にした理由なんですけれども、現場職員の働き方改革のためです。きっかけは、令和5年7月に一人で巻き込み対応をしていた職員が、ヤード内に積まれているトン袋の取っ手部分に足を引っ掛け、転倒し負傷しました。長期休養となり復帰も見込めない状況になりました。改めてクリーンセンターの労働環境を見直し、代替りの人員確保もできなかったために、現場の職員や庁舎内で協議し、土曜日は休業することにしました。それから2か月ほど周知期間を置きまして、休業することになったんですが、その間、特に困るといった相談もなかったものですから、そのまま土曜日は休業していまして、それが定着しているかなと思っていましたので、まずは土曜日、数時間を開けるにしましても、人員をまた募集するなど必要かなと思っています。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。職員の働き方改革、それはすごく大事なことだと思います。いずれにしても、このままトップシーズンを迎えると、ごみのほうは大変なことになると思いますので、アルバイトか職員の確保ができるのでしたら、引き続き探していただいて、関係者と一緒に協議してどうにか解決方法がないか御検討ください。よろしくお願いします。

続いて、ごみ袋の件です。私は一年前に子供が19の春で島を離れまして、妻も一緒に離れまして、それから一人暮らしです。ちょっと寂しいです。そうすると、当然ごみも一人分しか出ないので、これまで大のサイズのごみ袋を使っていましたが、今は小のサイズを使っています。その小のサイズの袋がすごく結びにくくて、時々ぱんぱんに入れたごみ袋を結ぼうとして結べないものですから、また少し分けて何とか結んでいるということが何回かありまして、これはお年寄りにはとても不便だなと気づかされまして、多分、ちょっと手の不自由というか、お年寄りの方は力も出ないので、7分目ぐらいまで入れると結べられない方もいらっしゃるのかなと思います。そこで大のごみ袋のように、小のごみ袋も手提げ型に変えていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

御提案ありがとうございます。発注業者に確認しましたところ、型の変更は対応可能との回答でしたので、次回発注分から変更いたします。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

ぜひよろしくお願いします。多分、手提げ袋になると、9割ぐらいごみを入れても簡単に結べるようになると思いますので、袋の単価はもしかすると少し上がるんですかね。上がるかもしれないんですけども、多分出す回数は減ってくると思います。そうすると島民の経済的にも助かりますし、ごみステーションの量も徐々に減ってくるのではないかと思いますので、ありがたい話です。私からは以上です。

○ 議長（宮平喜文）

これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

日程第 6. 議案第 26 号 訴えの提起についてから議案第 30 号 請負契約の締結についてまでの提出議案の一括説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

それではよろしくお願いいたします。

議案第26号

訴えの提起

下記のとおり訴えを提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月10日提出

座間味村長 宮 里 哲

1 被告となるべき者の住所及び氏名

2 事件名

損害賠償請求事件

3 訴えの趣旨

- (1) 令和3年4月1日、座間味村海域安全隊事業の業務委託を締結した合同会社座間味ビーチパトロールへの過払金返還請求を代表社員に対して求める。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。

4 事件に係る取扱

弁護士を訴訟代理人に選任し、訴訟を遂行する

5 管轄裁判所
那覇地方裁判所

提案理由

令和3年4月1日に締結した合同会社ビーチパトロールと座間味村海域安全隊事業の業務委託金の過払いを代表社員に返還を求める訴えを提起するにあたり議会の議決を求める。

議案第27号

令和7年度座間味村一般会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和7年6月10日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和7年度座間味村一般会計補正予算（第2号）

令和7年度座間味村一般会計の補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ84,180千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,071,443千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月10日

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
12 使用料及び手数料		93,998	△3,407	90,591
	1 使用料	88,133	△3,407	84,726
13 国庫支出金		232,438	9,355	241,793
	2 国庫補助金	202,130	9,355	211,485
14 県支出金		230,951	824	231,775
	2 県補助金	179,556	824	180,380

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 繰 入 金		139,233	67,855	207,088
	2 基 金 繰 入 金	139,233	67,855	207,088
19 諸 収 入		10,884	9,553	20,437
	4 雑 入	10,643	3,003	13,646
	5 受 託 事 業 収 入	0	6,550	6,550
歳 入 合 計		1,987,263	84,180	2,071,443

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		499,172	7,665	506,837
	1 総 務 管 理 費	453,262	7,665	460,927
3 民 生 費		174,858	2,819	177,677
	1 社 会 福 祉 費	137,449	1,943	139,392
	2 児 童 福 祉 費	37,409	876	38,285
4 衛 生 費		176,678	6,111	182,789
	1 保 健 衛 生 費	89,077	5,862	94,939
	2 清 掃 費	87,601	249	87,850
7 商 工 費		149,824	15,129	164,953
	1 商 工 費	149,824	15,129	164,953
8 土 木 費		159,669	9,716	169,385
	2 道 路 橋 り ょ う 費	52,744	1,228	53,972
	4 港 湾 費	5,900	1,384	7,284
	6 住 宅 費	12,112	7,104	19,216
10 教 育 費		265,705	731	266,436
	1 教 育 総 務 費	97,778	4	97,782
	2 小 学 校 費	65,140	599	65,739
	3 中 学 校 費	18,521	64	18,585
	6 保 健 体 育 費	36,972	64	37,036
13 諸 支 出 金		115,131	42,009	157,140
	2 公 営 企 業 費	115,131	42,009	157,140
歳 出 合 計		1,987,263	84,180	2,071,443

議案第28号

令和7年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和7年6月10日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和7年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度座間味村国民健康保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,549千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ224,248千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月10日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 県 支 出 金		140,426	13,549	153,975
	1 県 補 助 金	140,426	13,549	153,975
歳 入 合 計		210,699	13,549	224,248

歳 出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		11,542	13,549	25,091
	1 総 務 管 理 費	11,486	13,549	25,035
歳 出 合 計		210,699	13,549	224,248

議案第29号

令和7年度座間味村船舶事業会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和7年6月10日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和7年度 座間味村船舶事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和7年度座間味村船舶事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度座間味村船舶事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入				
第1款	船舶運航事業収益	1,043,415千円	42,009千円	1,085,424千円
第2項	営業外収益	320,560千円	42,009千円	362,569千円
支 出				
第1款	船舶運航事業費用	1,051,720千円	42,009千円	1,093,729千円
第1項	営業費用	1,014,896千円	42,009千円	1,056,905千円

第3条 予算第9条中「110,063千円」を「152,072千円」に改める。

令和7年6月10日

沖縄県座間味村長 宮 里 哲

議案第30号

座間味村防災体制強化事業（令和7年度座間味村多層型防災情報配信体制整備事業）の委託契約について

座間味村防災体制強化事業（令和7年度座間味村多層型防災情報配信体制整備事業）について、次のとおり業務委託契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 座間味村防災体制強化事業
(令和7年度座間味村多層型防災情報配信体制整備事業)
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 67,980,000円(消費税込み)
- 4 契約の相手方 住 所 沖縄県那覇市楚辺1丁目14番16号
商 号 西日本電信電話株式会社 沖縄支店
氏 名 支店長 古江 健太郎

令和7年6月10日 提出

座間味村長 宮 里 哲

(提案理由)

座間味村防災体制強化事業(令和7年度座間味村多層型防災情報配信体制整備事業)の委託契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和47年座間味村条例第45号)第2条の規定により議会の議決を得る必要がある。

これが、本議案を提案する理由である。

以上です。よろしくお願いいたします

○ 議長(宮平喜文)

これで提出議案の説明を終わります。

日程第7. 議案第26号 訴えの提起についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番 又吉文江議員。

○ 1番(又吉文江議員)

よろしくお願いします。全協でもお聞きしたんですけれども、実際、幾らの金額を損害賠償請求。金額が書かれていないものですから、よろしくお願いします。

○ 議長(宮平喜文)

松田 力総務課長。

○ 総務課長(松田 力)

お答えします。損害賠償請求金額におきましては、337万8,682円としております。

○ 議長(宮平喜文)

1番 又吉文江議員。

○ 1番(又吉文江議員)

続けてお願いします。これは裁判を起こして勝つ見込みはどのぐらいあるんでしょうか。

○ 議長(宮平喜文)

松田 力総務課長。

○ 総務課長(松田 力)

前回、合同会社のほうに直接損害賠償請求を訴えまして、村が完全勝訴しております。その内容としましては、前回、訴訟を起こした時点で相手方の出席がなかったということで、完全村の勝利となっております。

今回におきましても、実際、本人と直接的な連絡はついておりませんので、万が一、この訴訟を起こした時点で、本人の出席がなかった場合におきましては、村の完全勝訴となります。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

御本人の出席がなくて村が勝った場合、実際にお金が取れるのかなという不安があるんですけども、その見込みはいかがですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

この辺は、まず裁判を行った後の損害賠償金の回収となりますが、そこも弁護士と踏まえて、最終的には本人の財産の差押え等も検討していきながら、回収に努めていきたいと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。2 番 西田吉之介議員。

○ 2 番（西田吉之介議員）

この合同会社とありますが、複数の会社が集まって合同会社になっていると思います。その場合、ほかの代表の方々に同様に訴えを起こすというのは行わないのでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

今回、合同の社員がいらっしゃいますが、代表者があくまでもこの方になっていますので、弁護士と相談した上で、代表者が責務を負うということで代表者のみに損害賠償の訴訟を準備しております。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号 訴えの提起についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第26号 訴えの提起については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第27号 令和7年度座間味村一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

6 ページの歳入に関してですが、2 つ質疑したいんですけども、まず歳入の6 目です。港湾水道使用料

ということで、８２万１，０００円上がっています。これは最初のときは１０万９，０００円だったのが、８２万円という大きな補正があるんですけれども、これに関して詳しく説明していただけないでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

こちらに関しましては、座間味港ターミナルの施設使用料になります。説明のところにあります旅客施設使用料になります。今、座間味港のターミナルは船舶のチケット売り場、ざまみむん市場、ホエールウォッチング協会、あと観光協会のブリクラが設置されています。それに関する施設使用料で村の事務所の分を抜いた分が８２万１，０００円、ホエールウォッチング協会、ざまみむん市場、観光協会から村が収入を受けます。村がまとめて県にお支払いをするという形になりますので、歳出のほうには１３０万円余りを計上させていただきます。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。１番 又吉文江議員。

○ １番（又吉文江議員）

ありがとうございます。次にその下の教育使用料に関して、かなりの減額がありますけれども、この説明をお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

教育使用料の４２２万８，０００円が減額となっております。その下のほう、１３款の国庫支出金、総務費国庫補助金、総務費補助金の右の欄の説明で、物価高騰対応重点交付金ということで、同額の４２２万８，０００円、要は財源の振替です。物価高騰対策の補助金で給食費の免除を行っておりますので、給食費の徴収分を減額にして、国庫補助金を充てて財源の振替となっております。

○ 議長（宮平喜文）

２番 西田吉之介議員。

○ ２番（西田吉之介議員）

８ページ、歳出のほうをお願いします。２款総務費の２目財産管理費で、庁舎と公共施設修繕費が上がっています。詳細をお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

庁舎・公共施設修繕費という名目になっておりますが、今職員宿舎の改修を入れる予定となっております。

○ 議長（宮平喜文）

２番 西田吉之介議員。

○ ２番（西田吉之介議員）

職員宿舎というのは、場所とどこをどう直すのでこれぐらいかかるのか伺っていいですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

場所は、座間味村座間味の元の星美荘のです。昨年まで入っていて、ちょうど空きになりましたので、そ

こは3部屋ありますので、そこの改修となっております。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

そこの職員宿舎の件でちょっと伺います。以前も元星美荘の職員宿舎の修繕があったんですが、これで全部終わりなんのでしょうか、それともまだ改修するものがあるのか、よろしくお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

昨年まで居住している方がいたところが空きになりまして、そこを今回修繕しましたら、一通りの室内のリフォームは終わりとなっております。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。2 番 西田吉之介議員。

○ 2 番（西田吉之介議員）

9 ページの真ん中下のほうです。4 款衛生費の保健センターの修繕費とあります。これの説明をお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

保健センターの屋根が劣化していまして、雨漏りがひどくなっていますので、そちらの修繕費になります。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

保健センターというのは、役場の横の保健師がいるところですか、どこですか。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

こちらは阿嘉の保健センターです。

○ 議長（宮平喜文）

2 番 西田吉之介議員。

○ 2 番（西田吉之介議員）

同じ9 ページ、その下のクリーンセンターの修繕費の詳細をお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

座間味クリーンセンターの侵入道路は、今穴が開き凸凹した状態ですので、そちらの修繕の費用になります。

○ 議長（宮平喜文）

2 番 西田吉之介議員。

○ 2 番（西田吉之介議員）

座間味ですか。だったらこれはリサイクルセンターになるんじゃないのかな。あと入り口の道路の修繕ということなんですけれども、あそこはたしか砂利というか、クラッシャーで固めているような道路だったと思います。多分、大雨とかいろんな影響で穴が開いたのかなと思うんですけれども、この修繕というのは穴の埋め戻しの金額ですか、それとも何か舗装作業をして、今後こういう経費がかからないようにするんですか。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

こちらは3年に一度このように修繕しているんですが、きれいにコンクリートを敷いてというものではなく、穴のほうを埋める修繕のほうになっています。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

リサイクルセンターは場所を移動することはないと思いますので、その入り口道路は3年に一度、毎回お金をかけるよりは、ある程度整備したほうが出費も少なくなるかなと思いますので、検討をよろしくお願いします。

そのまま次の質疑に行きたいと思います。10ページの商工費のほうで、AED設置費用支援金とあります。全協のほうでの説明では、AEDを買って各無人島に設置するための補助という話でしたが、これは支援金を出すのはいいんですが、実際に買ったAED等の管理はどが行うのか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

こちらは、AEDを購入するのではなくて、マリンレジャー協会がリースで借り受けるということになっております。その運用と管理に関しましては、マリンレジャー協会が行っていただくとのことです。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

1ページ戻って、8ページです。これは確認ですが、総務管理費の1目一般管理費の弁護士報酬料85万7,000円ありますが、これは先ほどの損害賠償請求に関しての弁護士報酬ということで理解してよろしいですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

今、又吉議員の御指摘のあったとおりでございます。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

これは勝訴した場合でも、勝訴するつもりでももちろんやっているんですけれども、それでもこの金額ということでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

成功報酬も含めてこの金額となります。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

続きまして 10 ページ、全協でもお伺いいたしました。阿真キャンプ場の用地購入費ということで、1,475 万 6,000 円、これについて詳細をお願いいたします。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

こちらは全協でもありましたとおり、今までの賃借料と今回購入する予定の資料を今日の朝配らせていただいております。今回購入予定は、写真でもあるように 2 筆予定しております。実は昨年度、同じ方から 1 筆、12 月議会で補正予算を組ませていただきまして、すみません、今平米数はないんですが購入させていただいて、今年度も先方から購入しないかというお話がありましたので、同じ金額の予算を補正予算でつけさせていただいております。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

坪単価 350 円ということで、これは妥当なんですか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

こちらはキャンプ場用地自体がほとんど個人有地となっておりまして、数年に 1 回は地主のほうとお話しさせていただいて設定している金額となっております。この坪単価 350 円というのは、賃貸借している金額、1 平米当たりの金額となっております。

○ 議長（宮平喜文）

2 番 西田吉之介議員。

○ 2 番（西田吉之介議員）

一年間の賃貸借だと坪単価 350 円で、その下にある 1 万 3,500 円というのは、購入時における坪単価ということでよろしいですか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

はい、そうなります。上のほうは今坪単価になっていまして、下が平米での単価になっています。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

すみません。分からないので坪単価にすると幾らで買うということになりますか。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩
再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

購入単価ですが、坪単価当たり4万4,633円を予定しております。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ちょっと議事録に載るので、あんまり詳しくは言わないようにしたいと思うんですが、この金額の算定の基準を行う上で幾つかの用地問題を座間味村は抱えていると思います。そこでどうしても評価額というものにのっとってしか支払いはできませんというルールというか、言い値では買えないよという形でこれまでやってきたと思います。この金額に関してなんですが、どういうふうな話合いが持たれたか、少し伺ってもいいですか。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩
再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

西田議員から今ありましたお話しは、改めて報告させていただきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ちょっと修繕費について教えてください。11ページの一番上です。住宅管理費576万2,000円と、教育費、同じ11ページの真ん中のほうにあります修繕費59万9,000円、お願いします。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

まず土木費の住宅管理費の修繕費ですが、これは座間味島のほうなんですが、村営住宅の5月に退居者が出ましたので、その中のリフォームを行う予算となっております。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

教育費の児童生徒交流施設の管理費の修繕費なんですが、これについては、交流センターにおけるクーラー3台の修繕となっております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

職員住宅もしかり、この村営住宅もですが、退居した後にこれだけの費用をかけて毎回修繕されるんですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

一応、村営住宅に関しては、敷金等も取っていますので、そのまま返金にはならずそれも充てながら、メインはこれなんですけども、ほかの附帯する部分もあるものですから、細かい詳細を言いますと、そのほうが約350万円程度です。あとはその他近隣の村営住宅のボイラー等の修繕も入っております。入居者がほかの住宅というのは、20年、30年クラスで入っているものですから、やはり出て点検したら床の窪みとかたくさん出ていて、入れ替えのときじゃないとできないところの修繕もありますので、これが沖縄本島みたいに5年とか10年単位だったら、そういった劣化は少ないと考えられるんですが、今回入居していた方も20年以上居住されていた方ですので、実際に家具とかを動かして中身を最後確認したら、相当劣化がひどい。壁も床も含めてかなり大きな修繕になってくるので、これは年数的にも仕方がないのかなというところはあります。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

ちなみに村営住宅の敷金礼金と言うんですか、これは今幾ら取っているんですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

基本的には家賃の3か月分となっていて、公営住宅に関しての家賃は収入によって家賃の算定が変わりますので、おのおのそのときの収入によって家賃が決まって敷金が決まるものですから、一律ではないということは御理解いただきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

今の村営住宅の詳細、ありがとうございました。同じ項目のその下です。慶留間第1団地の改修工事は追加でまた134万2,000円が組まれています、これはこの後やる報告第2号にあります、繰越明許費とは別でかかる費用になってきますか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

工事費に関しては一体で繰越しとなっています。今回、今工事が始まっております。実際、床を全部開けてコンクリートを打ち込みました。その中で、やはり壁とかゆがみを実際に地面から測ってみたら、最大で4センチから大きいところで10センチの傾きがあるということで、建物はゆがんでいるんですが、中身の建具は真っ直ぐにしないといけないということで、やはり実際に開けて建具の使えるものは使おうと思った

ら使えないということも出てきたので、ここは再設計が必要だなということで、既存のものを極力残して内装もやろうかと思ったんですが、傾きが激しいために、それを残してしまったら部屋の中に段差が生じるということで、再設計という名目でとりあえず業者も入れて検討しているところであります。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ということは、設計に応じてまた追加費用を図る。これは設計ですよ。ということはそれに依拠してまた追加工事費用がかかるということで。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

当初はその予定でしたが、そもそも繰越しをしている1,600万円ですか、報告であります工事費の中には、実は、プレハブリースも入っていました。入居者のプレハブリースも入っていたんですが、そのプレハブリースは建築許可が必要と後から業者のほうから言われて、その手間を考えてどうしようかという対策を練っていたところに、たまたま慶留間の教員宿舎に空きがあるということで、教育委員会部局のほうに相談させてもらって、今そのアパート入居者は教員住宅に引っ越しして居住してもらって、そのリース代を今工事費に充てている感じとなりますので、工事費の増減はありますが、今繰越ししている予算の範囲内で対応できると考えております。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号 令和7年度座間味村一般会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第27号 令和7年度座間味村一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第9．議案第28号 令和7年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。よろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号 令和7年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第28号 令和7年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第29号 令和7年度座間味村船舶事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

この予算の中にはないんですけども、クイーンの事故でかじを落としたその後、どういう形になっているのか、今現在、クイーンはドックに入っていて、ちょうど見る機会があったと思いますけれども、その事故の後、一年になりますけれども、これからまた繁忙期に入ります。この繁忙期でまた同じところが不具合だったということにならないように、住民もこれを心配していますので、その後、改造したかじは、また影響を受けていないか、その辺を現地調査してきたと思いますので、住民側が安心できるようなことを議事録として載せてもらいたいと思いますので、ぜひ説明をお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

全協のときに太郎議員が現地視察に行けないかということで御相談がありました。別件で出張に行く予定がありましたので、本島のほうには行ったんですが、ちょっと天皇が来る日と重なってしまって、糸満まで行けない状況がありました。ただ、造船会社の方々も見えていまして船長をお願いしまして、今回替えたかじに異常がないかというのを、糸満造船も含めて確認しております。今のところ問題はなく不具合もないということを報告受けております。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

その後、かじを小さくしたとかそういう話を私は耳にしているんですけども、このかじを小さくしたということで、かじの利きが悪いとか、そういうようなことの話は出ていないですか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

以前のかじより一回りほど小さくなっております。接岸のときに多少の接岸のしにくさとかというのはあるらしいんですが、船長から聞き取りには特に問題はないということで報告を受けております。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3 番（垣花太郎議員）

分かりました。またそういう不具合の情報があったら、いち早く皆さんに伝えるような形でよろしく願いいたします。

○ 議長（宮平喜文）

2 番 西田吉之介議員。

○ 2 番（西田吉之介議員）

この船舶事業なんですけれども、一般会計から4, 200万9, 000円が入ってきています。3ページのキャッシュフロー計算書と4ページの貸借対照表なんです、このキャッシュフローと貸借対照表に補正のお金は反映されていますか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

キャッシュフロー計算書には反映されておられません。貸借対照表のほうにも反映されておられません。

○ 議長（宮平喜文）

2 番 西田吉之介議員。

○ 2 番（西田吉之介議員）

私も一生懸命探して勉強したんですが、キャッシュフローにも貸借対照表にも反映されているのが確認できませんでした。であるならば、このキャッシュフロー計算書とか貸借対照表という資料は要らない資料になると思います。それよりも2ページに掲載されている計画、収益的収入で一般会計から補助金として入れますよ、収益的支出で全協で説明がありました委託料と修繕費にかかりますよでいいと思います。逆にこのキャッシュフロー計算書とか貸借対照表を載せると、反映されていないのにもかかわらず、何でこれを載せるのかなという。ましてやキャッシュフローに関しては、3月予算、もしくは決算の資料に載せてもらえれば、全体的なお金の流れを把握するのに我々も使えるかなと思いましたので、まずこれは提案です。

あと6ページの一番下の（2）一般会計補助金については、次のとおり充当したとありますが、これはどういう計算式をはじいても、この4, 200万9, 000円の合計には結びつかないんですが、この関連性、今回の一般財源から持ち出した4, 200万9, 000円との関連性の説明を求めます。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

こちらの注記になりますが、今回4, 200万9, 000円なんですが、課税仕入のところに今回入れています。当初予算でこの課税仕入の収益的支出が1, 000円計上しておりましたので、今回の額を足して4, 201万円という形になっております。

○ 議長（宮平喜文）

2 番 西田吉之介議員。

○ 2 番（西田吉之介議員）

真ん中の課税仕入に入っていて、左側の営業外収益、他会計補助金の7, 582万4, 000円は、今回のやつは全く関係がないということですか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

こちらについては、当初予算と課税仕入以外のところの3,381万4,000円と当初で入れていた課税仕入のところの1,000円と今回の4,200万9,000円を足した額が7,582万4,000円という形になります。当初予算での補助金と今回の補助金が合算した額が、こちらに計上されている額となっております。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。ちょっと全協のときに聞きそびれたんですが、もともとのフェリードックにおけるドック費用というものが計上されていたと思うんですが、それにプラスして360万円ほど追加でかかるということで、主な要因を伺ってもよろしいですか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

主な要因は、やはりフェリーの修繕に係る部品代が見積額等と比べると、20%から30%部品の代金が上がっております。それとほかには、糸満ドックの人件費等も多少は上がっているところがあります。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号 令和7年度座間味村船舶事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第29号 令和7年度座間味村船舶事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第30号 座間味村防災体制強化事業（令和7年度座間味村多層型防災情報配信体制整備事業）の委託契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

この防災強化体制事業に係る全協のほうで要求水準書をいただきました。この中身をちょっと読んでいますと、防災アプリ専用タブレット端末20台導入とありますが、この20台を導入しての詳細、どういうふうに活用するのか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

この20台の算定におきましては、基本的に要援護者等を想定した数です。基本的に独居世帯の低所得者とか、所得の低い方の負担をかけないように、これは住民課と社協と連携しながら、そういった方には、今回システムを導入した後にタブレットを村が用意しようということで想定しております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

そのためだけのタブレット、それ以外の目的とか用途で使えるような仕様になりますか。あと、もしそういう要支援の方々に使いやすくということだと、今後、島の高齢化を鑑みると、台数はもっと必要になるかなと思いますが、その辺も今後増やしていく考えでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

基本的には、低所得者を考えております。基本的にも大体60代の方もスマホが使える状況ですので、今後、逆に年々、年を取っていけば、御高齢者の方もスマホとかタブレットを使える知識を得ていると認識していますので、村としては今後、村が用意している端末の利用者は逆に減るんじゃないかなと考えております。基本的に独居世帯とかそういった方には、このタブレットは放送も受信できる、村内の防災無線の受信もできる、見守りの確認等もできる意味のシステムも入っていますので、普段のそういった見守りから基本的に全ての村内の防災無線の音声も出ますし、字幕も出てきますので、とても独居の高齢者にとっては非常に助かるものだと思いますので、極力、今後は増えるんじゃなくて、私も50代なんですが、50代、60代の方もスマホが使える状況ですので、今後、村が用意するタブレットの需要は減っていくかなと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

せっかく配ったタブレットも電源を入れていなかったから意味がないというふうにならないように、よろしく願います。あと水準で防災アプリの機能、これは今言う我々スマホを使える方々にアプリのほうをダウンロードしてもらいたいという趣旨があるんですが、このアプリのほうは、もちろん無料になるのかなというのと、その防災アプリ機能の中に、SOS機能としての位置情報を含む内容を送信利用ができるとありますが、ちょっと詳細を伺ってもいいですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

基本的に、例えば、この防災アプリの中には、防災マップとかそういった避難所の位置も全て入れられるようにしていきます。今あった位置情報とかなんですが、例えば、林道で災害があって道が封鎖しているとき、実際に事故があった現場がそこですよというお知らせ通知もつけられるような仕組みになっていますので、そういったものからGPSとかで位置を探して事故現場を探せるとか、そういった機能も一応ついております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

最後ですが、詳細の中に監視カメラをクラウドサーバーと連携させて、防災インターネット回線上でずっとデータとして保存できるようにということで、監視カメラを設置する場所も、まず古座間味、ニシバマビーチ、阿真漁港、あと歴史文化センター、座間味役場に4台とあります。監視カメラは、先ほど清志議員の話もありました。学校関係も監視カメラ、こういったものと連動させていくことも可能なのか。あと、もっと必要なのではという疑問も出てきますが、増設する検討もできるのか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

基本的にはできますが、やはり財源の問題ですね。私たちは一括交付金事業を活用して、その防災無線という事業でやっていますので、村としてはシステム上入れられますが、やはり経費がかかるというところもありますので、実際に今、座間味港の港のほうにも防犯カメラがありますが、あれはまた別の事業で入れていて、今回別の国の予算で補助事業がありますので、その入れ替えは行いたいと思います。今学校の話でも、先ほど清志議員からもありましたように、学校の防犯対策の補助金があるというので、学校でもし防犯カメラを入れるのでしたら、そういった補助金を活用して、財源の問題になるんですが、そういった財源を使って入れて、これとつなげるということは可能だと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

今お話を伺ってすばらしいなと思います。防災Jアラートとか、そういう情報をいち早く住民に伝えるということは、防災上、一番大事なかなと思います。これは一括交付金でやる事業だと思うので、ぜひよろしくお願いします。しかしながら、避難しました。その後のことがまだ座間味村では片手落ちかなというふうに思います。防災の倉庫にしても、今後きちんと整理をして、必要なもの、そして避難所の確保とか、そういうこともぜひ次の次年度でもよろしいので力を入れてやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

近年、沖縄本島でもいろんな災害等がありまして、防災に関しては皆さんとても興味あることだと思っております。昨年度、おとしぐらいから議会からもたくさんの御指摘をいただいて、少しずつ進めております。しかしながら、全くやっていないわけではなくて、今回防災無線に関しては、やはりデジタル機器の問題がありますので、これは今変えないと次に使えなくなるというのが大前提にあるので、議員がおっしゃったように、食料の確保とかいろいろ前後しておりますが、これも併せて私を含め担当職員も並行に進めていますので、これが金額的にも大きくてちょっと目立っていますが、その辺は防災を含めて全体的なものも今徐々に徐々に進めていますので、またその辺は御理解いただいて御協力いただけたらなと思っていますので、よろしくお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

消防力の強化につきましても、今年度の当初予算でも消防団員の詰所プラス、遺体安置所プラス、消防車の車庫ということで一括交付金を活用した形で事業を進めてきております。今年度から次年度にかけて建築

も進めていくということと、それと古座間味に行く降り口のところにも防災備蓄品を置くような施設をつくらうかという計画もございますので、順次そういったところも整えていきたいというふうに考えております。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

ありがとうございます。自主防災についても一言お願いします。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

これも度々議会に出てきます。私も前回の議会でもお話しさせていただきました。今年の2月ぐらいに、その自主防災組織の設立に向けてということで、担当課長、担当職員のほうで研修に行っていました。今それを振り返って、今後、どういう展開に持っていくかということで、今模索中であります。また、ほかの村民からも個人的に自分も自主防災組織を立ち上げたいという方もいて、問合せもありますので、そういった中でも、昨年の11月ぐらいに勉強会とかもやりましたので、そういった機会もどんどん役場の主体でまずは開きながら、これが民間に移行できて民間でそういった集まりが持てるようなところまで、村も一生懸命どうにかして持っていきたいと思いますので、またそのときがありましたら御協力のほうをお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号 座間味村防災体制強化事業（令和7年度座間味村多層型防災情報配信体制整備事業）の委託契約についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第30号 座間味村防災体制強化事業（令和7年度座間味村多層型防災情報配信体制整備事業）の委託契約については、原案のとおり可決されました。

日程第12．報告第2号 令和6年度座間味村繰越明許費繰越計算書の報告について求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

報告第 2 号

令和 6 年度座間味村繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により、別紙のとおり令和 6 年度座間味村繰越費繰越明許計算書を調製したので報告する。

令和 7 年 6 月 1 0 日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和6年度 座間味村繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金 額	7年度 繰越額	左の財源内訳					
					既 収 入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	起 債	その他	
3 民生費	1 社会福祉総務費	R 6 低所得者支援給付金	円 5, 010, 000	円 0	円	円	円	円	円	円 0
3 民生費	1 社会福祉総務費	こども加算（R 6 低所得者）	600, 000	0						0
6 農林水産費	2 林業費	座間味村森林体験交流促進施設 改修	10, 529, 000	10, 529, 000						10, 529, 000
6 農林水産費	2 林業費	森林体験交流促進施設改修工 事管理委託業務	154, 000	154, 000						154, 000
8 土木費	2 道路維持費	無電柱化設計委託業務	4, 232, 000	4, 232, 000		3, 385, 583				846, 417
8 土木費	3 河川費	座間味ダム改修事業負担金	2, 648, 000	2, 142, 000						2, 142, 000
8 土木費	6 住宅費	慶留間第 1 団地改修工事	20, 436, 000	20, 436, 000						20, 436, 000
8 土木費	6 住宅費	座間味第 6 団地（阿真）修繕	1, 813, 000	0						0
合 計			45, 422, 000	37, 493, 000	0	3, 385, 583	0	0	0	34, 107, 417

○ 議長（宮平喜文）

これで報告を終わります。

日程第 13. 発議第 3 号 座間味村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第 3 号 座間味村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって発議第 3 号 座間味村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

発議第 3 号

令和 7 年 6 月 10 日

座間味村議会議長 宮 平 喜 文 殿

提出者	座間味村議会議員	宮平清志
同 上	座間味村議会議員	中村秀克

座間味村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 112 条及び会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

提案理由

「刑法等の一部を改正する法律」及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（以下「改正法」という）が一部変更され、座間味村議会の個人情報の保護に関する条例において改正の必要があるため提案する。

座間味村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

座間味村議会個人情報の保護に関する条例（令和 5 年座間味村条例第 31 号）の一部を次のとおり改正する。

第 53 条から第 55 条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

（1）この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

（2）この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に「刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号。以下「刑法等一部改正法」と言う。）2 条の規定による改正前の刑法（明治 40 年法律第 45 号。以下この項において「旧刑法」という。）第 12 条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。））、旧刑法第 13 条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第 16 条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

これで本定例会の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって令和 7 年第 2 回座間味村議会定例会を閉会します。

閉 会（午後 3 時 40 分）

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

議 長 宮 平 喜 文

署名議員 垣 花 太 郎

署名議員 中 村 秀 克